

議 事 日 程

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1番	広瀬 守 克	2番	藤 橋 直 樹
3番	若 原 達 夫	4番	北 川 静 男
5番	関 谷 守 彦	6番	森 健 治
7番	森 清 一	8番	馬 淵 ひろし
9番	松 野 貴 志	10番	今 木 啓一郎
12番	棚 橋 敏 明	13番	庄 田 昭 人
14番	若 井 千 尋	15番	広 瀬 武 雄
16番	若 園 五 朗	17番	松 野 藤四郎
18番	藤 橋 礼 治		

○本日の会議に欠席した議員（1名）

11番 杉 原 克 巳

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	森 和 之	副 市 長	梶 浦 要
教 育 長	加 納 博 明	企 画 部 長	山 本 康 義
総 務 部 長	久 野 秋 広	市 民 部 長 兼 菓 南 庁 舎 管 理 部 長	棚 橋 正 則
健康福祉部長	平 塚 直 樹	都 市 整 備 部 長	鹿 野 政 和
調 整 監	宇 野 真 也	環 境 水 道 部 長	矢 野 隆 博
教 育 次 長	広 瀬 進 一	会 計 管 理 者	清 水 千 尋
監 査 委 員 事 務 局 長	西 村 陽 子		

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	広瀬照泰	書記	松山詔子
書記	近藤圭代		

開議の宣告

○議長（庄田昭人君） おはようございます。

早朝より傍聴にお越しを頂きましてありがとうございます。ただいま6月議会はコロナ対策を取って、私の前にもボードをつけながら、答弁席のところでもボードを使っております。また、皆さんのお席の間隔も空けさせていただき、議員の間隔も空けさせていただいていること、また入り口にていろんな書類を書きいただけたかと思いますが、いろいろなコロナ対策をさせていただいておりますので、どうかよろしく申し上げます。

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1 一般質問

○議長（庄田昭人君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

15番 広瀬武雄君の発言を許します。

広瀬武雄君。

○15番（広瀬武雄君） 皆さん、おはようございます。

ただいまは議長より発言のお許しを頂きましたので、通告に従いまして、以下4点につきまして一般質問をさせていただきます。

その1は、市長の公約、すなわち昨年に選挙戦が行われましたときに公約されました基本政策の進捗状況、この辺をお伺いしたいと思います。

2番目は、都市整備部長に、最近話題のJAぎふ穂積支店の買収につきまして、その詳細をお伺いしたいと思います。

また、教育長には、デジタルシチズンシップ教育の導入についてのお考えをお伺いしたいと思います。

4番目には、健康福祉部長に、今月5日に社会福祉法が改正されまして、国会で議決されました。それらに伴う地方自治体としての考え方、あるいは今後の進め方等々について伺いたいと思いますが、それぞれの質問につきましては、以下、質問席より質問をいたしたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

先ほど壇上より申し上げましたように、第1番目、市長選の公約「健幸都市みずほ」の基本政策の進捗状況につきまして、市長にお伺いしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 森市長。

○市長（森 和之君） 皆様、改めましておはようございます。

広瀬議員の御質問にお答えをさせていただきます。

私の政策であります「健幸都市みずほ」、私のマニフェストにおいては、昨年8月に各担当部局とヒアリングを行い、令和4年度までの政策、実施計画をシートにおいて作成しております。このマニフェストは7本の政策の柱になっており、この柱を支える各事業が41事業ございます。その41事業、瑞穂市の総合計画基本目標などと整合性を取った、そんな事業としております。41事業の中で現在進めているものは26事業、全体の63.4%に当たり、中には終わっている事業も幾つかございます。

次に、進捗状況という御質問ですが、お時間の関係もございまして、詳細ではありませんが、説明をさせていただきます。

1項目の「健康・安心」、健やかに安心して暮らせるまちづくりにつきましては、7事業ございます。

高齢者のタクシー利用助成事業を今年10月から要件を緩和して現在進めているところでございます。

また、認知症高齢者の個人賠償保険の創設につきましても今年度の予算に計上をして進めています。

人間ドック、脳ドックについても国民健康保険の事業の中で今年度に予算を計上して進めています。

健康の歯9020運動についても国民健康保険、そして後期高齢者医療の歯科の健診の中で、該当者には表彰などを検討しております。

障害者が社会参加促進できるような支援センターの整備につきましても、今年度、障害者計画を策定、現在しておりますので、その中に取り入れて進めていきたいと考えています。

また、健康ポイントについては、県の事業である健康ポイント制度に市の独自のものを加えるというようなことを行いながら、今後、マイナンバーの普及に併せて、健康ポイントもつけるようなことも考えていかなければならないと思っております。

2項目の「安全・快適」、誇れる安全性・機能性の高いまちづくりにつきましては、11事業ございます。

昨年の9月に補正予算にて計上をさせていただいた危険ブロック塀の撤去一部補助の事業を実施しております。

さらに、現在、穂積駅の利便性の向上ということで、昨年度はJR穂積駅周辺の一方通行の社会実験を行い、機能性の高い快適な駅前をつくるという観点から、今回、補正予算に計上をさせていただいておりますJAぎふ穂積支店の買収を行い、その後、利用計画等を進めているところでございます。

さらに、（仮称）ふれあい橋につきましては、今回この議会でもお二人の議員の方から質問

をされておりますので、またそのときの答弁に代えさせていただきますが、国土強靱化計画などに取り入れて計画を進める、そんなところでございます。

水路転落防止柵についても、昨年9月の補正予算で計上し、進めているところでございます。

さらに、通学路、道路整備についても、市内の道路の白線が消えているところが多く目立っております。今年度から年2回を3回に増やして、白線などの道路整備、通学路の整備を進めております。

防災設備の充実につきましても、この議会の補正予算にありますように、避難所の備品などを購入し、さらには国土強靱化計画を策定し、その中に取り入れて進めている、そんな状況でございます。

また、県道岐阜県南大野線の早期整備の促進につきましても、昨年、犀川西側の地権者の了解が得られ、あと残るは東側にある相続で難航している案件についても、現在、県のほうと協力して、今年度中にある程度めどが立たないかというようなことも考えております。

3項目になります「子育て・教育」、子供たちに光り輝くまちにつきましても、7事業ございます。

子育てのワンストップサービスの子ども支援課の創設に向けて、現在関係部署と進めているところでございます。

親子体操教室というのは、未満児で保育園に預けていない、在宅で養育している方が親子共に体操ができる、そんな教室も拡大をしている状況でございます。

放課後児童クラブの民営化につきましては、昨年から協議し、この4月から穂積小校区で民営化の第1号が発足をしております。

4項目となります「産業・雇用」、若人や女性が活躍できるまちにつきましても、地域振興券の発行に当たりまして、今回、コロナウイルス感染症の当初の予定の形ではありませんが、かきりん振興券を現在発行の準備を進めております。そのかきりん振興券を継続するような形で、来年度、この地域振興券も発行していく、そんな計画でございます。

また、市の花であるアジサイもこの庁舎周辺に飾っており、また駅前の夜市をアジサイ市に替えることができるというような提案もありまして、今回コロナウイルス感染症で今年度はできませんが、アジサイの花飾りもこの庁舎周辺、穂積庁舎2階にも飾っておりますので、御覧いただけたらと思います。

5項目めの「環境・農業」、水と緑が輝き、環境に優しいまちにつきましても、6事業ございます。

絵になる街プロジェクトは、今年度からSNSを発信しまして、今、旬である瑞穂市の例えば花とか桜などの情報を市民の皆さんにお伝えしております。

そして、長年課題となっておりました、遅れておりました公共下水道事業も、現在、国のほ

うの官民連携事業を、その採択を得て進めているところでございます。

さらには、レンタサイクル、農業関係の方の販路拡大ということにつきましても、大月の多目的広場を活用した販路拡大ができないかということも考え、富有柿、梨、イチゴ、バラ、アスパラなど、あの辺りにはたくさんの生産者がおられます。そのような方も販路拡大に向けて現在考えておるところでございます。

さらには、6項目めの「地域運営」、市民と行政が開く協創と連携のまちづくりにつきましては、地域の未来を見据えた土地利用方針ということで、現在、農振地域の農振除外に関して基準を緩和するような、そんな土地利用を検討しているところでございます。

7項目めにあります「人口対策・行財政改革」、持続可能な行政運営につきましては、空き家対策のアドバイザー制度、現在、国の事業でオンライン空き家塾、NPOによる空き家相談体制の構築を進めております。その後、子育て世代が従来の地域に子育てする方々が居住できるような、そんな空き家の積極的な対策も組み入れて進めている、そんなところでございます。

以上、私のマニフェスト「健幸都市みずほ」基本政策の実施状況になりますが、着手はしておりますが、なかなか長い年月にわたる事業が多く、終わりというのが見いだせないといえますか、終わりというのが結論的に出せない事業も幾つかあります。また、中には県の事業ということで、私どもが自主的に進められない事業もございますので、今後は進めている、今63%であります。この割合が増えることや進捗状況の内容で御判断をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げまして、長くなりましたが答弁とさせていただきます。

[15番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 広瀬武雄君。

○15番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

ただいまは、市長選の公約「健幸都市みずほ」の基本政策の進捗状況について詳細に御報告を受けたところでございますが、それぞれそれなりに市長としてお進めいただいていることが今回よく分かりました。いわゆる各項目ごとにそれぞれ進めているもの、あるいは進めようとしているもの、さらにはこれから検討していくもの等々、いろいろな観点から御説明を頂いたところでございますが、その後、新聞発表とか様々な観点から、いわゆるいろいろな記事が載っておるところでございますけれども、そういう中にありましてもやはり、先ほども少し出しましたが、いわゆる重点施策としては当然のことでございますが、JR穂積駅前のロータリー、それからいわゆる給食費の軽減、それから下水道等々の3項目にわたりましては力を入れてやっつけよう、こういうことであつたようでございますけれども、その辺につきましてものさわりをもう少し御答弁いただけたらと思います。

○議長（庄田昭人君） 森市長。

○市長（森 和之君） 今、御質問ございました3つの重点ということで、穂積駅の利便性の向

上、そして複合商業施設の実現ということ、さらには下水道事業の再点検ということで、再点検が終わり、推進をしている、そんなところでございます。

そして、学校給食費の補助制度の実現ということで、学校給食につきましては必要とされる方々にその学校給食費を補助するというような、そんな考えを持っておりますが、何分にもたくさんの方のマニフェストの中がございます。その中でも優先順位を決めて進めているところでございますので、またその辺りについてもよろしくお願いを申し上げます。

[15番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 広瀬武雄君。

○15番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

令和2年度の本年度予算の中に、いわゆる一般会計では10事業、国民健康保険事業特別会計では8事業にわたりまして市長のマニフェストに沿った予算編成がなされているところでございますので、この予算を十分に使いこなしていただきまして、所期の目的達成に尽力いただくことをお願いしたいと思います。

また、政策とは少しかけ離れるかも分かりませんが、いわゆる当選してから市長として稼働すると申しますか、それまでに約1年の間隔があったと思います。その間に97ある全ての自治会を訪問して、市民から意見を聞いたり、市長の考えを説明したりすることを新聞紙上で述べておられますが、その辺のところは既に完了しているのでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 森市長。

○市長（森 和之君） ただいまの御質問につきましては、特段公約という形でお約束したわけではございません。自治会、瑞穂市で97ございます。その97を1か所ずつ回るといいますか、何か皆さん方からあったときに呼んでいただいて、そして今の政策なりを説明することができればと思っております。もちろんこちらからも伺いすることはありますが、そんなような形で、市民の皆さんと共につくり上げるような、そんなまちづくりを目指しておりますので、お願いをいたします。

[15番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 広瀬武雄君。

○15番（広瀬武雄君） そのほか、もう一点だけ申し訳ないんですが、これも政策と少し違いますが、選挙後どのような考えを追加でお持ちかという記者の質問に対して、職員の人材育成に力を注ぎたいと、こういう発言をされておられますが、その後、職員の人材育成についてはどのように進めておられるか、お伺いしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 森市長。

○市長（森 和之君） 私、ただいまの質問で、職員の人材育成という観点で、瑞穂市のまちづくりを進めるに当たって、職員自身がこの瑞穂市を愛して、瑞穂市を本当によくしていきたい

という気持ちがなければならぬということから人材を育成しなければならぬということで、昨日も実は職員互助会のほうからコロナウイルス感染症ということで寄附を頂きました。そのときに、そういう思いが職員の中にも伝わってきているということを実感して、今現在も職員の人材育成は進めている、そんな観点でございますので、御理解を頂きたいと思っております。

[15番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 広瀬武雄君。

○15番（広瀬武雄君） 大体私の質問につきましては全てお答えいただいたようでございますので、「健幸都市みずほ」の基本政策の進捗状況についての質問はこれをもって終了したいと思います。

次に、都市整備部長にお願いをいたしますが、JAぎふ穂積支店の買収についてお伺いしたいと思います。

JAぎふの物件購入に当たりましては、どのような手法で価格決定がなされたのか、土地、建物、その他の物件など、いろいろな上物がございまして、その辺も含めてお聞かせいただけたらありがたいと思っております。

また、当市の売渡し物件につきましても同様のことをお伺いしたいと思います。JAの駐車場は現在も稼働していると思われまして、昨日も見てまいりますと、平日では1階に大体五、六十台、2階は10台くらいかなと、こういうふう感じておるところでございますが、これらの補償問題、すなわち農協が撤去されて、次に瑞穂市のバスターミナルに移動されることによつて、現在、月、例えば60台の駐車場があれば、8,000円で八六、月48万、年間に捉えれば大体600万くらいの収入があると推定するわけですが、それらの補償問題、今度は駐車場ができない狭さですので、同じようなことはもちろん場所も違いますのでやれないということでございますけど、その辺の問題についてはどのように農協側から提示されたのか、その辺を含めて御答弁を願いたいと思っております。以上です。

○議長（庄田昭人君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） おはようございます。

それでは、広瀬議員の御質問にお答えしたいと思います。

JAぎふ穂積支店用地の取得につきましては、JR穂積駅周辺における交通機能等改善事業として、現在抱えている駅周辺の課題を短期的に改善していくことを目的に、送迎車の停車場等の整備や駅前広場との一体的な運用方法等の見直しによる効率的かつ安全な駅前広場周辺の形成を目指すものであり、その実現に向けての必要となる一団の土地を取得するものでございます。

その取得予定の土地につきましては、ぎふ農業協同組合さんが所有いたします、面積にしまして4,367.04平方メートルの敷地でございますが、現在、JAぎふ穂積支店の事務所や立体駐

車場、倉庫等が立地しております。

今回の用地取得につきましては、建物等を撤去した後の更地にて取得をしていきたいと考えておりますが、この用地取得に関する土地及び建物の買取り等の価格は、不動産鑑定士による価格調査にて算定された価格額を基に算出をしておりますところでございます。

この価格調査では、土地の価値につきましては、近傍にあります国の地価公示、ちなみこれは6万9,300円ですね、1平方メートル当たり、この地価公示価格や近隣の取引事例を基に標準価格を算出し、評価対象地であるJAぎふ穂積支店用地の土地の形状や道路等の個別的要因の評価を行った上で、当該土地の価格を算定しております。

また、建物につきましては、建物の経済的対応年数等を査定し、実態調査により総合的に原価率を算出した上で、対象建物及び構築物の価格を算定し、物件移転補償費の価格を決定しております。

なお、この用地交渉の中では、あえて申し上げますと、今回の計画について、ぎふ農業協同組合さんからは、瑞穂市の発展、それから穂積駅周辺の整備に貢献できるようなでき得る限り協力をしていきたいというようなお話も頂き、今回の合意に至ったところでございます。

2番目に御質問がありました、今回取得に伴いまして移転が必要となりますJAぎふ穂積支店につきましては、ぎふ農業協同組合さんが瑞穂市所有のみずほターミナルを取得していただきまして、新たな店舗を建築していただく予定としております。

こちらの土地につきましても、その代替地として提供をするに当たり、更地にて引渡しをする予定としておりますが、先ほどの事業地の取得価格の算定と同じく、不動産鑑定士による価格調査をしております。具体的な内容は、先ほど申し上げたJAぎふ穂積支店さんの査定と同じような形になります。

また、これら今回の用地取得に当たりましては、事業地となるJAぎふ穂積支店用地と代替地となるみずほターミナル用地の売り買いの相手方が同じであることから、契約等の手続は、それぞれの土地を交換し、その差額を金額で補填するといったような手法によって進める予定でありますので、よろしく願いいたします。

3点目の御質問でございます。

現在、JAぎふ穂積支店の敷地内に設置されております立体駐車場は、市へその用地を御提供いただく際には撤去をしていただく施設となっております。その施設の撤去につきましては、移転補償費によりお願いをしていくこととなりますが、この駐車場の移転に関しましては、用地取得費等に向けた協議を進める中で、ぎふ農業協同組合さんの御協力を頂きながら順次進めてまいりました。御質問にあります現在使用されています駐車場につきましては、順次その契約をJAぎふ穂積支店さん側で契約解除をしていただくこととなりますので、それらの費用に関しましては、今回契約予定の移転補償費の中にはございません。

今後も事業化に向けて様々な手続が必要になるかと思いますが、問題等が生じませんように、調整を図りながら事業を推進してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

[15番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 広瀬武雄君。

○15番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

種々検討された結果の価格ではありますものの、私から申し上げますと、建物の事務所並びに立体駐車場、倉庫等で8,837万2,000円、感触ではありますが、何かちょっと高過ぎるのではないかという感触を持ち合わせております。

不動産鑑定士の鑑定だからという一つの大義名分はありますものの、それでは農協側のこの建物並びに立体駐車場の事業資産ですね、この辺が貸借対照表上の中でどの程度計上されているのかというようなことまで見詰められた上での御判断であったかどうか一言お尋ねしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） ただいまの答弁の中で、当然のことながら不動産鑑定士には、JAぎふ穂積支店さんの、昭和47年の店舗になります、ここの取得、建設費も含めて簿価を、資料を頂きまして、それから耐用年数だとか、今現在の建てたときの経済デフレーターを算定いたしまして、そこから耐用年数を考慮して算定してございますので、JAさんの事務所、それから立体駐車場、倉庫につきましては、適切な価格を算定していると考えております。

[15番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 広瀬武雄君。

○15番（広瀬武雄君） そうはあっても、今回の案件はどちらかというと瑞穂市側から農協に対してお願いした案件ではないかと思っております。したがって、その辺も割り引いて考えておりますと、農協側のほうが上に立つ立場でありまして、協力してやるぞというような態度ではなかったかと思えます。そういう意味で、逆に瑞穂市側は遠慮をして、価格交渉の中で言うべきことも言えなかったというようなところもひょっとしたら含まれているかもしれないということで、建物価格が鑑定士の鑑定とはいえども、もう少し何とかならないかとか、そういう市民との、民間同士の取引に合わせたような交渉ができるのかできないのかは定かではありませんが、一般的に市民から見ますと、農協を瑞穂市に分けていただくんだからというような観点からでは大変協力的だということで、価格面において譲歩し過ぎている面がありはしないかという疑いを持ち合わせておるところでございますが、その辺をもう一言お願いしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） ただいまの御質問につきましては、民民の取引であれば、J A 穂積支店さんはもっと高い価格で取引ができるというところでおられます。

そういった中で、我々この1年半ぐらい交渉した中で、先ほど冒頭御説明いたしましたように、瑞穂市の発展に貢献できるように、また駅周辺の整備に協力できるようにというところで、どちらかという J A さん側が非常に市に協力的にこの価格交渉に応じていただいたというところだけは申し上げておきます。

[15番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 広瀬武雄君。

○15番（広瀬武雄君） そのような説明であれば納得がいくというか、説明ではそういうことだと思いますが、それはそれなりに理解しまして、もう相当進んでいる話ですので、その価格感的な感触を述べさせていただきまして、牽制球を投げたというふうに御理解いただきたいと思えます。

今後正式な契約が議会の承認を得てなされると、こういう計画ではないかと思われそうですが、それまでにもまたいろいろな問題点も出てくるやもしれません。その節には、堂々と対等な立場でいろいろな折衝に臨んでいただくことを期待申し上げる次第であります。

次に、3番目のデジタルシチズンシップ教育の導入につきまして質問をさせていただきたいと思えます。

御存じのように、昨今、スマートフォンやインターネット等、情報ツールの特性を生かしまして、社会に役立つ方法を考えるデジタルシチズンシップ教育というものが全国のほんの少しの小・中学校、あるいは私立の高等学校等では相当進められておるところでございますが、子供たちの創意工夫を育む、そういう教育、さらには社会貢献を養うという意味合いを含めまして、このデジタルシチズンシップ教育の導入につきまして、現在どのようなお考えを瑞穂市の教育委員会はお持ちか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） おはようございます。

広瀬武雄議員のデジタルシチズンシップ教育の導入の考えについてお答えさせていただきたいと思えます。

今お話がありましたように、情報ツールを活用して社会に役立つ方法を考えるというデジタルシチズンシップ教育ですが、呼び名は別として、このことに関する内容の学習は今後何らかの形で必要性は出てくるものと考えています。

現時点では、いわゆるICT教育を中心に進めておりますが、そこからそのような学習にどのように進めていくのかということについて、お答えさせていただきたいと思えます。

現時点では、いわゆる情報活用能力を育むことを大切にしております。これは情報活用能力

というものが全ての子供たちの学習の基盤となる資質や能力に関わってくる、ほかでいうと、いわゆる読む・書く・聞く・話すといった言語能力と同等の学習の基盤になる資質能力であるという捉えをしているからでございます。

そこで、今後どのようにGIGAスクールのことも含めて進めていくかということでございますが、瑞穂市では今、電子黒板が全ての小・中学校の各学級に入っております。これは本当に大変効果的な学習環境となっておりまして、その上で今後はタブレットを活用した授業を実施することになります。

しかしながら、タブレットを導入することによって最も目的とするのは、一層の学習効果の向上と一人一人が確かな学力を身につけるような指導に生かすということがメインでございます。さらに、タブレットも1時間中ずうっと使うわけではなくて、授業の導入であるとか、記録であるとかといったような短時間で活用することが主になっております。

さらに、今回の新型コロナウイルス、この感染拡大防止における臨時休業というような措置が取られました。こういったときにも今後は学校と家庭を結ぶ学習のためのツールとして活用できるように考えているところでございます。

具体的には、テレビ会議システムといったものを導入して、双方向の授業が中心となるかというふうに思っております。ただ、すぐに導入ということは大変難しゅうございまして、様々な課題がございます。これは、児童・生徒だけではなくて、教職員もやはり理解しなきゃいけないということもございます。

先日、市内の中学校で生徒会役員選挙の立会演説会がありました。その場において、中学校では各教室の電子黒板を各家庭の情報ツールとみなして、テレビ会議システムを入れて、双方向で行うというような取組を行ってくれました。立候補する生徒が演説を行い、各学級から、それが自分の家庭であるかのような形で質問を行う、それに対して答えてもらうという双方向のものを行ったわけですが、これはそれを実施するに当たりまして、教職員はまず導入するやり方を研修で行い、その上で子供たちに教えていくと。テレビ会議システムを使ったオンライン授業というのはこういうふうなんだなということをお子たちは実感してくれたと思います。このように、全ての児童・生徒や教職員ができるように徐々に身につけていくことを瑞穂市は大切にしていきたいと考えております。

今後は、さらに別の方面で活用も考えておりまして、学校の授業の様子を例えば不登校のお子さんの家庭でも見られるようにする、こういったことも行うことができるかというふうに考えております。家にいながらにして仲間と同じように学ぶことができる、そういったことも今後は考えていかなければいけないかなというふうに思っております。

このように、現在はICT機器を活用することのすばらしさであるとか、そういったものを実感を伴いながら子供たちは学んでおります。情報ツールのよさについても触れさせていき

いということを考えて今進めており、今後はそうした情報ツールの特性を生かして、いわゆる社会に役立つ方法を考えるといった学びへと向かっていければというふうに考えているところでございます。以上です。

[15番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 広瀬武雄君。

○15番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

やがては、このいわゆるデジタルシチズンシップ教育も必要になってくるであろうというようなまとめの答弁ではなかったかと思えます。

現状は、確かに現在の日本全国における日本デジタル教育は、ネット掲示板でのいじめやSNS、すなわち交流サイトを通じまして犯罪被害など負の側面を伝えて警鐘を鳴らす情報モラル教育が主流でありまして、子供たちは教員から、言葉は悪いかも知れませんが、強制されて学ぶ傾向にあるような状況かと思えます。

それらに対して、このデジタルシチズンシップ教育は、自分たちが暮らす地域や国をよくする方法を当事者意識を持って学ぶという市民教育の延長線上にある教育ではないかと考えるところでありますので、時期は別としまして、やがて訪れるであろうこの教育にも目を注いでいただきまして、現在の在校生、あるいは今後入学してくる学生なども含めまして、世の中に役立つシチズンシップ教育を模索していただくことを御期待申し上げたいと思えます。

また、先ほど答弁の中にも出ましたが、子供のデジタルシチズンシップを養うに当たりましては親の理解も欠かせませんし、昨今のコロナウイルスの感染拡大でITが子供の学びに役立つと実感した保護者は多いはずだと感じておるところでございますので、教員だけでなく、保護者の意識改革も重要だというふうに感じておりますので、生徒の意識改革と同様、PTAの皆さんをはじめ保護者の皆さんにもこの辺のところを今後十分教育していただくことを御期待申し上げまして、この質問を終わらせていただきます。

次に、健康福祉部長でございますが、昨今、全国的な傾向ではありますものの、特に瑞穂市だけではありませんが、ひきこもり、あるいは介護、貧困といった複合的な課題を抱える家庭に対して一括して相談に乗れるような、あるいは属性、世代を問わず相談を受け止めながら、制度のはざまにあるニーズに対応し、住民同士の交流や居場所の確保等々、状況を見守り、継続的に関わる伴走型支援など、支援体制を構築できるような仕組みを創設することについて、健康福祉部長はどのようにお考えか、伺いたいと思えます。

もちろんこれは今月6月5日に参議院で可決されました案件ではございますが、改正社会福祉法が可決されました。これによって各市区町村がどのような対応、構築をしていくかによって交付金が出ると、こういうことでございますので、交付金が目的ではありませんが、もらえるものならもらってもいいと、こういう感覚からいけば、瑞穂市のために、ひきこもり、介護、

貧困といった複合的な課題を現在どのように認識し、今後どうあるべきか、その辺のお考えを部長にお伺いしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 改めまして、おはようございます。

ただいまの広瀬議員の御質問にお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、現在福祉関連の窓口寄せられる相談は、単独の窓口では対応が困難なケースが増えてきております。

こうした中で、現状は、複数の課にまたがるケースに対応するために、相談の発生ごとに担当者間で情報を共有し、また交換を行い、ケース会議等の開催により適切な対応等を図っておるというふうに考えております。

さて、今回のお話のありました社会福祉法の改正につきましては、地域住民の複雑化、複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制への支援など、5項目にわたっております。これについては、従来の地域福祉活動に参加される方への支援、地域福祉の推進に必要な環境整備等の施策の実施に加えまして、市町村における包括的な支援体制、伴走的支援というお話もありましたが、これについての整備、重層的支援体制整備事業というそうでございますが、これに努めることとされたところでございます。

この重層的支援体制整備事業と申しますのは、社会福祉法や介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、障害者の総合支援法とか、あるいは子ども・子育て支援法、生活困窮者の自立支援法等、福祉に関する様々な法律に基づく事業について一体的に実施するために、課題を抱える地域住民への支援体制、また地域住民等による地域福祉推進に必要な環境整備について、文字どおり、お話のありましたように属性、世代を問わない支援、一体的かつ重層的に整備するというようなものでございます。

しかしながら、実はこの事業の実施に当たりまして、市町村としては、まず国の指針に則しまして重層的支援体制整備事業実施計画の策定でありますとか、支援の関係機関で構成する支援会議の組織化など、準備すべきことが多々あるとのことでございます。

また、この法律の施行期日は令和3年4月1日、もう来年の4月1日となっておりますが、実は今のところ国等から具体的な資料等が提示はされてきておりません。

そうは申しましても、詳細が判明次第、内容を精査いたしまして、さらに現在、今年度に改定をいたします地域福祉計画など福祉の関係の諸計画への登載など、関係機関と連携をしながら、問題を迅速、適切に解決できるような仕組みにつきまして構築を図ってまいりたいというふうに考えております。

なお、国・県におかれましては、この事業の内容に応じて交付金が交付されるとのことでございますので、議員御指摘のとおり、事業実施に当たりましては、この交付金を財源として活

用してまいりたいというふうに考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

[15番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 広瀬武雄君。

○15番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

福祉部長としての見解ではございましたが、まだ国や県のほうから詳細が来ていないと、こういうことではありますものの、先ほど来申し上げておりますように実施されるのは来年の春でございます。その間約1年足らずではあります、他市町とのいわゆる相談、あるいは県との指導等も含めまして、余裕ある期間があるわけでございますので、その節にはすぐに対応できるような準備段階で、これから対応をお願いできたらありがたいなど。

この案件は、偶然にも市長の公約「健幸都市みずほ」の公約にもどちらかというところと包含するような形での記事でございました。中でも8050問題、いわゆる80歳の、おやじさんかおふくろさんかは別としまして、その方たちが50歳の息子の面倒を見ると、こういう現実が現在世の中にあちこちで起きております。また、ダブルケアと申しまして、親の介護と育児を同時に担わなければならない、息子のお嫁さんあたりがいわゆる当たるわけですが、そのような現状もいろいろな形で世の中にあちこちに出てきておりまして、この瑞穂市につきましてもよそごとではないと、そのように考えるところであります。

したがって、もう一つ質問させていただきますが、先ほど来申し上げておりますひきこもりや、あるいは貧困、それもまた大人並びに子供等々を含めまして、現在、福祉部としては瑞穂市の現状をどんなふうに把握していただいているのか、もう一度御答弁が願えればありがたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） ただいまお話のありましたひきこもり等々のお話でございます。

これにつきましては、ひきこもりと申しますのは、社会的ないろんな接触を断って6か月以上たった方々というような定義かと思っております。これにつきましては、現状の市としての調査は行っておりませんが、平成28年の県が実施をいたしました調査の中で、岐阜県内で518人が確認されたという数字がございます。これにつきましては、各市町村の具体的な数字というのが公表されてはおりませんですけども、私どもも日々のいろんな相談の中で相当数あるというふうには認識をしております。

また、ダブルケアにつきましても、私どもや、あるいは社会福祉協議会のほうの相談のところにもるる幾つか相談がございますので、大変ゆゆしき問題であるというふうな認識はしております。

今後につきましては、そういったところの実態につきましても、何らかの形で調査ができれば

いいなというふうには考えておりますが、具体的な計画、スケジュールというのは持っておりませんので、その旨答弁とさせていただきます。

[15番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 広瀬武雄君。

○15番（広瀬武雄君） なかなか多忙でありまして、その辺まで目が行き届かない点もあろうかとは思いますが、できることならやはり瑞穂市はどんな現状かというようなことも含めて、急がずとも、ゆっくりでは効果はありませんけれども、この半年かぐらいの間隔で現状を把握いただきながら、いわゆる支援体制の構築に貢献いただくもとなればと、こういうふうに見えるところでございます。

これはやはりきちっとしていかないと、この辺がやがては生活保護世帯になると同時に、現在もそういう状況の中でひきこもりになっていらっしゃる方もあろうかと思いますが、新たに生活保護世帯が増えていくことを懸念せざるを得ませんので、ぜひともひとつ早めに現状を把握して、支援体制の構築に貢献いただくよう、よろしくようお願い申し上げたいと思います。

以上をもちまして、少し時間は余りましたが、4項目にわたりましたの一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（庄田昭人君） 15番 広瀬武雄君の質問を終わります。

10番 今木啓一郎君の発言を許します。

今木啓一郎君。

○10番（今木啓一郎君） 議席番号10番、新生クラブの今木啓一郎です。

ただいま議長のお許しを頂きましたので、質問をさせていただきます。

その前に、まずもって新型コロナウイルスの感染防止に対し、市民の皆様には外出の自粛をはじめ、日々の感染防止に、また事業者の皆様には営業の自粛などで御協力いただき、深く感謝申し上げます。

そして、医療や介護、保育や教育、また危機管理の現場で献身的に社会を支えていただきました皆様に心より敬意を表し、お礼申し上げます。

さて、私の質問は2つあります。1つ目が穂積駅周辺整備について、2つ目が狭隘道路と空き家対策についてであります。

これよりは質問席に移り、質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大は、国内において大幅に改善されているものの、感染が全くなくなったわけではなく、再度の感染拡大が予想されます。そして、世界に目を向けますと、感染は今なお拡大を続け、感染拡大防止のため、国内外での経済活動が大幅に縮小し、日本経済は急激に悪化、非常に厳しい状況にあります。先行きについては感染拡大の今後の動向に大きく左右され、治療薬やワクチンが開発、普及されるまでは経済活動の再開は段階的となり、そ

の可能性が高いと考えられます。

そこで、政府はまず給付金の支給など補正予算を早期執行し、さらに経済活動の自粛に伴う国民生活、企業の資金繰りなどの影響に注視し、追加対応を機動的に講じているのが現状であります。

そんな危機的な状況であります。将来へのまちづくりに対する継続的な投資は不可欠であります。当市の玄関口であるＪＲ穂積駅周辺整備をすべく、平成28年度、瑞穂市ＪＲ穂積駅圏域拠点化構想が策定され、その取組と並行して、現在抱えている駅周辺の課題を短期的に改善していくとして、今回、ぎふ農業協同組合が所有するＪＡぎふ穂積支店の土地、建物を総額4億1,459万で取得する補正予算案が提出されています。今回のＪＡ穂積支店の土地、建物取得費について、国等の補助金を受けることが可能であるか、お尋ねします。

○議長（庄田昭人君） 宇野調整監。

○調整監（宇野真也君） おはようございます。

今木議員の御質問にお答えさせていただきます。

穂積駅周辺において進めておりますＪＲ穂積駅圏域拠点化構想推進事業は、将来に向けた拠点形成を目指し、ソフト事業とハード事業の双方が連携しながら、駅周辺のあるべき姿に向けたまちづくりを推進している事業でございます。

その取組と並行しまして、現在抱えている駅周辺の課題を短期的に改善していくため、実現可能な交通機能等の改善を図ることを目的に、ＪＲ穂積駅周辺交通機能等改善事業を推進しているところであり、駅前広場や駅周辺における交通環境の改善に必要な基盤整備において、早期に効果が発現され、また実現性が見込まれる事業について、事業化の実施、検討を進めているところでございます。

その事業の一環として位置づけられております今回の駅南口機能改善事業につきましては、駅前広場に近接している一団の土地、ＪＡぎふ穂積支店の用地を取得し、送迎車の停車場等の整備や駅前広場との一体的な運用方法の見直しを行うことにより、効率的かつ安全な駅前周辺地域の形成を目指すものになります。

本事業につきましては、長期的な視野に立ち、都市計画決定や事業認可等を進めながら実施していく土地区画整理事業の都市計画事業とは異なり、事業実施や用地取得等のタイミングを見極めながら、時期を逸することなく、早期事業化を図るといった事業になります。

現時点では、当該事業の活用可能な国等の補助金事業がございませんので、市の公共施設整備基金を活用させていただき、事業化を図っていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

以上で答弁を終わらせていただきます。

[10番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 今木啓一郎君。

○10番（今木啓一郎君） 答弁ありがとうございます。

公共施設整備基金、いわゆる市の蓄えから全て捻出されるということの答弁だったと思います。

では次に、瑞穂市周辺を圏域15万人の玄関口となるよう、現在、広さ約40ヘクタールに及ぶ土地区画整理事業を進めるべく、2022年度の都市計画決定を目指し、整備の範囲や規模、内容の検討を進められていますが、計画決定以前に、JR穂積駅周辺交通整備等改善事業として今後も土地の先行取得を行う考えはありますか、お答えください。

○議長（庄田昭人君） 宇野調整監。

○調整監（宇野真也君） ただいまの御質問に対して、JR穂積駅周辺における交通機能等改善事業につきましては、現在、駅周辺における課題の改善に向けた具体的な計画策定を進めているところでありますが、アンケート調査等により頂きました様々な御意見や一方通行化社会実験の結果、またワイワイ会議より提出がありました交通環境改善に向けた提案書において、駅周辺及び駅前の交通環境の問題として、自転車や歩行者がスムーズに横断できていない、駅前広場で駐車場が不足している、使い勝手が悪いなどが提起され、それらの現状と課題への対応の観点から、自転車も歩行者も安心して移動できる道路や誰もがいつでもスムーズに利用できる駅前広場の実現に向けた取組について御提案を頂いておりますので、それらを踏まえまして、駅前広場及び駅周辺における交通環境の改善を図るべく検討を進めているところでございます。

それらを実現していくための方策につきましては、順次検討を進めていく予定ではありますが、その際に必要となる用地の取得につきましては、必要性を十分に考慮した上で、買収等も視野に入れながら、事業化を推進していくことが必要であると考えております。

また、土地区画整理事業等の都市計画事業を見据えた用地の先行取得につきましては、土地計画決定等の法的な手続を経て、事業区域等が明確になった段階以降に実施していく予定をしておりますが、交通機能等改善事業における用地取得につきましては、JR穂積駅周辺整備事業を本格的に実施していく際に、当該地も活用した効率的な事業運用が図れるような将来を見据えた計画としていく必要があると考えていることから、十分な検討をしながら進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

[10番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 今木啓一郎君。

○10番（今木啓一郎君） 取得、あるいは買収される場合、両事業において整合性が取れる、また機を逸しない土地取得をお願いします。

では、次の質問に移ります。

道路、公園、緑地、文化財、学校などの公共施設を計画的に取得する場合、地方公共団体に

代わって用地の先行取得を図る開発公社の創設の措置を講ずべく、公有地の拡大の推進に関する法律、いわゆる公拡法の制定に伴い、県や市区町村は土地開発公社を設立し、大いに活用してきました。

当市の土地開発公社の現状と公社を活用することによるメリット・デメリットについて、どのような見解をお持ちであるか、答弁を求めます。

○議長（庄田昭人君） 宇野調整監。

○調整監（宇野真也君） 御質問を頂いた件にお答えさせていただきます。

土地開発公社の現状と活用によるメリット・デメリットについてでございますが、瑞穂市土地開発公社は、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的に、公有地拡大の推進に関する法律の規定に基づき、機動的、弾力的に必要な土地を取得できる組織として設立された法人でございます。

メリットとして、1つ目は、土地の取得を行うため金融機関から資金の借入れができる、2つ目に、長期にわたる先行取得を行うことができる、3つ目に、代替用地の確保、事業予定地周辺の土地も取得できる、4つ目に、土地の取得手続が機動的、弾力的に行える、さらに5つ目ですが、専門職員の配置により複雑な土地購入に対応できることなどがございます。

また、国庫補助事業において公社が取得した土地を買い戻す場合にも補助金を受けることができ、毎年度予算額に応じ買い戻すことにより補助金が平準化され、補助金の確保につながるなどのメリットがございます。

その反面、現況下においては地価が下落しており、そのメリットも影を潜めていると言わざるを得ず、地価の下落状況下において買取り時の価格による売却は困難となり、また先行取得した土地等の再取得、売却でございますが、遅れることなどにより、金融機関等から借り入れた資金への利息が増大することにもつながりかねません。市におきましては、財政負担が強いられることとなります。

今後は、この経済情勢が将来的に好転するのかを見極めた上で、事業計画に対する補助金等の検討を併せて行い、活用していくのか、その都度検討が必要かと考えております。以上で答弁を終わらせていただきます。

[10番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 今木啓一郎君。

○10番（今木啓一郎君） 詳細な説明、ありがとうございます。

さて、私は、長期にわたるJR穂積駅の整備について、人口減少や少子高齢化による所有者を特定することが困難な土地の増加、認知症などで判断能力が十分でない所有者の増加、そして相続争いの長期化などによる要因によって、事業着手や進行が困難な状況に至る可能性がますます高くなっていることを危惧しています。そのため、所有者が譲渡される明確な意思を表

示できるときに先行取得することが土地区画整理事業の早期完了に結びつくものと考えている者の一人です。

ところで、ある企業CMに、「時代が変わっても価値が変わらないものって何だ」「それは愛だろう」「愛だと思います」と小学生役の俳優と女優のカップルのピュアな答えに、先生役の女優は「駅近の土地だから」とぼっさり愛の価値を根底から覆され、戸惑う2人というCMを御覧になった方は多いのではないかと思います。時代が変わっても地価が変わりにくい駅周辺の土地に限定し土地開発公社を活用することは、従前の公社のデメリットにあります地価の下落により保有土地の資産価値が減少し、帳簿価格との乖離が大きくなる状況に陥る可能性は低いように思えます。

そして、今回のJAぎふ穂積支店の土地、建物取得に関しては、国などの補助金を受けることができませんが、土地開発公社により先行取得された都市基盤整備事業用地などは、市が再取得する際、国庫補助金制度や地方債を活用することができるなど、財政的にメリットがありますので、資産価値の減少が少ないと思われる駅周辺の整備に限り土地開発公社を活用されるお考えはございませんか。答弁を求めます。

○議長（庄田昭人君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 私のほうからは、同じように瑞穂市には瑞穂市土地開発公社がございます。その開発公社を使って用地の取得はということで、一般的な話をさせていただきますれば、公共用地の取得については、その必要性や取得価格等の妥当性、取得方法の透明性、公正性が一層強く求められるところがございますので、その時々状況に応じて、基金等の活用や補正予算、債務負担行為等の予算制度により説明責任を果たした上で用地を取得していくことが必要なことであると考えております。

特に、土地開発公社による先行買収での土地取得につきましては、全国的にも問題となっております利用がされていない長期保有土地、いわゆる塩漬け土地等の問題がございますので、取得目的が曖昧のまま土地を取得し、その後未利用地となって負債を抱え込むことのないように十分留意をして適正な運用を図っていくことが必要であると考えております。

それらを踏まえまして、駅周辺整備事業における用地の取得につきましては、事業化の具体的な見通しや社会情勢等を含むその時々状況を見極めながら、効率的でかつ有効な手法を取捨選択し、事業を推進してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

〔10番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 今木啓一郎君。

○10番（今木啓一郎君） 市の公正性とか、その時々ということのお考え、理解いたしました。

では次に、JAぎふ穂積支店が現在市が保有するみずほターミナルに移転することにより、周辺地区の交通環境事情の変動が予想され、その変動に対応すべく、その施策が求められてい

ます。その施策の一つとして、水路の暗渠化による道路拡幅や歩道拡幅による対応が考えられると思います。

そこで、以前よりワイワイ会議や地元自治会などから駅への交通利便性の向上、駅周辺の交通環境の改善箇所として、穂積郵便局北側から本巢縦貫道まで東西に伸びる市道4-1009号線と、当市役所の近くのそば店の東側を南北に通る市道3-1124号線に関し、水路の暗渠化を伴う道路整備の声があります。この点について、いかがなお考えをお持ちですか、よろしく願います。

○議長（庄田昭人君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 穂積駅周辺の道路は、道路幅員が狭い路線や歩道が整備されていない路線、また見通しが悪い交差点等が多く存在し、駅へのアクセス性も弱いといった状況があり、また朝夕の時間帯には自動車、それから自転車、歩行者の交通量が非常に多い中で、幅員が狭い生活道路に駅利用者等の車両が入り込み、それらがふくそうし、道路利用者の安全性が確保できていない状態が散見されるところがございます。

そのため、歩行者等の安全性の確保の点からも安心して移動ができるような道路づくりが求められるところであり、交通ルールの見直し等のソフト的な対策と併せて道路構造等を変更していくことが必要であると考えております。

したがって、一方通行化による道路の使い方の見直しと同時に、より円滑な移動空間の確保を目的とした自動車、自転車、歩行者、互いの通行幅確保のための道路整備が必要でありますので、駅周辺の密集市街地等における水路敷地の官地を利用した道路拡幅というのは有効な政策、改善策の一つであると考えております。

それらを含めまして、議員が提案されましたように、郵便局北側の東西道路、市道4-1009号線と申しますが、これらを含めまして、穂積駅周辺地域における交通機能の在り方や改善方法等の検討を進めているところでありますので、その検討結果を踏まえて、今後必要となる道路整備等を進めていく予定でございます。

また、市役所の東側の南北道路のことだと思いますが、市道3-1124号線ですが、これらは駅周辺の開発計画に先立ちまして地元の自治会等からも御要望を頂いております。ここにつきましては、平成30年度において、安全な歩行空間の確保を目的に道路改修、全長約300メートルございますが、オープン水路の約214メートルを可変側溝にて暗渠化し、7メートルの道路幅員を確保していくための詳細設計を実施しているところでございます。

これらの整備時期につきましても他の事業との調整を図りながら進めていく予定でございますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

〔10番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 今木啓一郎君。

○10番（今木啓一郎君） これらの路線は、地元の方のみならず、駅、市役所、総合センターなどを利用される方も使ってみえます。JAぎふ穂積支店の移転がされる前、早期に整備をお願いしたいと思っております。

では、次の質問に移ります。

近年、大規模自然災害を踏まえ、当市においても国土強靱化計画を策定中ではありますが、既に策定された県や市区町村の国土強靱化計画を拝見しますと、河川水路施設等の整備、上下水道施設の耐震化・老朽化対策、公的備蓄の拡充などのほかに、都市の防災機能を向上させるためとして駅周辺の土地区画整理事業、あるいは市街化再開発事業も含まれていました。

ぜひとも、新型コロナウイルスとの闘いの長期化に伴う国内の景気の悪化による税収の大幅な減少が予想される来年度以降の予算編成においても、地域計画に基づき実施される取組または明記された事業に対して補助金・交付金が重点配分、優先採択されますので、多額の予算が必要となる穂積駅周辺の駅前広場の拡張、道路新設・拡幅などの整備事業も当市の国土強靱化地域計画に織り込む必要があると思っておりますが、その点についていかがお考えですか、お答えください。

○議長（庄田昭人君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 国土強靱化の取組は、様々な災害などが想定される我が国において、行政ごとの特徴や状況を勘案した上で、予断を持たず、最悪の事態を念頭に置き、防災の範囲を超えて、まちづくり政策、産業政策も含めた総合的な対応を位置づけ、実行していくための計画となります。

御質問の趣旨といたしましては、穂積駅周辺の拠点化事業は、強くしなやかな瑞穂市を将来に継承するための準備として非常に重要な役割を果たす総合的な施策であることから、本市の強靱化に向けたシナリオとなる国土強靱化地域計画にしっかりと位置づけるべきであるという御意見と理解させていただきました。

本市における国土強靱化地域計画では、7つの事前に備えるべき目標を設定し、それぞれ起きてはならない最悪の事態を想定した上で、交通・物流、住環境、ライフラインなどの個別政策の分野ごとに、今ある取組などを当てはめて、また不足があれば補うといったような施策を位置づけていくこととなります。

したがって、議員御指摘のとおり、穂積駅周辺を拠点化していくための土地区画整理事業等によるインフラ整備や、それを利活用する交通施策、コミュニティーの再構成、地域防災力の向上などは、平成28年度以降検討してまいりました穂積駅圏域拠点化構想の中で将来に向けた重要なプロジェクトとして推進をしていくところでありますので、それらと国土強靱化地域計画を関連づけていくことは重要なポイントであると考えております。

今後、担当部局と十分な調整を図りながら、他事業とのバランスや適切な重点項目、重点業

績指標の検討を行い、計画の策定に向けた作業を進めていく予定でありますので、よろしくお願いたします。

[10番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 今木啓一郎君。

○10番（今木啓一郎君） 私の言わんとすることを御理解いただきましてありがとうございます。ポイントを押さえた地域計画を何とぞ策定、お願いたします。

では、これより駅周辺に限らず、市全体の道路整備と空き家対策についてお伺いします。

市内には、道路幅員が4メートルに満たない、いわゆる狭隘道路が多く存在しており、日照、通風の確保や消防活動、福祉サービス等に支障を来しています。

また、平成27年1月5日、市内の中・西地区を中心に旧巢南町の一部853ヘクタールが準都市計画区域に指定され、都市計画区域内同様に、建築物などを建築する際には建築基準法に基づく建築確認の申請が必要となり、建蔽率や容積率などの基準適合や建物敷地が道路に接していること、いわゆる接道義務などの要件を満たすことが求められています。つまり、現在は基本的に市内全域において建物を建てられる場合、火災や地震などの災害が起きたときの避難経路、消防車や救急車の経路確保のために、原則として敷地が基準法で定められています幅員4メートル以上の道路に2メートル以上接しなければなりません。

そこで問題になるのが、4メートル未満の道路である場合です。建築確認審査の厳格化に伴い、ある一定条件を満たさなければ、場合によっては新築、再建築が認められない場合が少なからず起きることがあります。

そこで、当市が認定、あるいは管理する道路を全て足した距離と、そのうち4メートル未満の道路の距離と、その割合を御答弁ください。

○議長（庄田昭人君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 令和元年度末の時点の数字を申し上げますと、市道の全延長は509.3キロメートルとなっております。そのうち4メートル未満の道路は142.5キロと、市道全延長に対する4メートル未満の道路の占める割合は約28%となっております。

[10番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 今木啓一郎君。

○10番（今木啓一郎君） 4メートル未満の狭隘道路が市内においては4分の1以上ということとです。4メートル未満の道路が存在する理由としては、建築基準法以前の旧市街地建築物法の適用時において、敷地と隣接すべき道路幅員について、原則9尺、約2.7メートル、条件においては6尺、約1.8メートルとされていたという経緯もありますが、当市として、この比率、大きいものだと私は感じます。

さて、狭隘道路については平成23年度の一般質問でも取り上げてみえたようですが、当市と

して、狹隘道路について建築基準法に求められている4メートル以上の道路幅員を確保すべく、道路中心線から2メートルずつ後退する部分の測量、分筆、用地の取得、舗装、門・塀などの除去または移設に要する費用の助成事業や、狹隘道路に接している敷地で建築物を新築、増築または外構工事などを行うとき、建築確認申請の提出まで、後退用地に関する事前審査など、国の補助金対象事業である狹隘道路整備等促進事業に取り組まれていますか。されていない場合は、その理由を併せてお答えください。

○議長（庄田昭人君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 当初、社会資本整備総合交付金事業の狹隘道路等促進事業は平成30年度まででありまして、その当時、新制度等の情報も県にはなかったこともありまして、先ほど議員の紹介がありました平成23年頃にもこの議会で御質問を頂いたところでございます。

実際には、私ども、狹隘道路の制度の補助金を使っている市町を、愛知県の弥富市、それから岐阜県ですと海津市ですね、現場を見てまいりましたが、正直言って、この制度による本来の目的の実効性が発揮されていないというような状況もありました。そういった意味で、瑞穂市では、この制度を取り入れておりません。

ただし、その社会資本整備総合交付金事業、国による支援制度ですが、それ以後、令和5年度まで時限措置としてまだ延長されているというところを付け加えさせていただきます。

[10番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 今木啓一郎君。

○10番（今木啓一郎君） 当市ではやられていないということですが、県内においてはやられているところもありますので、その点、今言われた海津市以外でも積極的にやられているまちもありますので、お願いします。

私が狹隘道路の問題を取り上げるのは、災害時の避難経路、緊急車両の通路確保のために4メートル以上の道路を推奨するだけでなく、少子高齢化の進展、産業構造の変化に伴う人口構成の変化により、火災や倒壊の危険性による安全性の低下、周辺的生活環境に対する環境衛生への影響、景観の阻害などの様々な問題を生じさせます空き家等の発生の抑制、利活用につながると考えるからであります。

そして、隣接する道路が4メートル未満の狹隘道路しかない土地は、相続税評価や固定資産税評価額に比べ、実際の資産価値は往々にしてとても低くなります。

特に車社会に対応できない場合は、市場に流通しない場合もあり、所有者、相続人から、固定資産税や草刈りなどの維持費ばかりかかるので市に寄附したいとの声は少なからずも市に届いているのではないのでしょうか。

現在、このような空き家が狹隘道路を介し、そういった地区においては空き家が2軒、3軒と点から線、そして面へとアメーバ状に広がりつつあります。その傾向が顕著でございます。

しかも、当市においては、先ほども申しましたが、平成27年1月5日より市全体的に基本的に建築基準法に基づく建築確認の申請が必要となり、接道義務を負うことになっておりますので、今後、その傾向は全市的にも拡大するものと考えざるを得ません。

当市でも、老朽ストックの建て替え等の円滑化を図り、狹隘道路の解消による安全な住宅市街地の形成を図る狹隘道路整備等促進事業に空き家対策としても早期に取り組むべきであり、また岐阜市、多治見市、恵那市などのように国土強靱化計画の中にも取り組んでおられますので、これらの点についていかなるお考えであるか、御答弁をお願いします。

○議長（庄田昭人君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） まずもって、瑞穂市がなぜ取り入れないかというところを少しお話しさせていただきますと、議員御存じのとおり、これは路線として集落内を4メートルの道路にするというような制度でございます。

先ほど申し上げましたように、ほかの市町の事例を見ましても、点在してこの制度を使っているというところで、本来の目的、ある交差点から交差点までを路線としてやっぱり4メートルの道路にするという、そういう目的の事業でございますので、なかなか、御存じのとおり別府等の既存の集落内も点在して道路が広がっているというのが現状でございます。

そういった意味で、この社会資本整備総合交付金を使った、地域が抱える政策課題を自ら抽出して、おおむね3年から5年の期間内における事業化の実施による実現計画の目標の設定を行い、目標実現のために社会資本整備計画を作成した上、この整備計画の事業評価を検証し、目標達成に向けての事業を推進するものと考えておりますので、狹隘道路整備等促進事業はこれの中に位置づけられている事業で、老朽ストックの建て替え等の円滑化や狹隘道路の解消による安全な住宅市街地の形成を図ることを目的として実施される事業と考えております。

議員がおっしゃられますように、集落地内での安全で住みよい環境をつくるため4メートル未満道路をなくそうとするためには、地区を指定して一定の期間内に国の補助金を利用した狹隘道路整備事業として地元と協力して路線整備を積極的に市が行う事業だというふうに考えております。

現実といたしましては、先ほど申しましたように、なかなかそこまでの取組が難しい、また地権者の御理解も難しいといった現実がございますことを御理解いただきたいと思います。

最後に、国土強靱化地域計画についてではございますが、現在、市民協働課において策定が進められております中で、第2次総合計画にあります「便利で快適に暮らせる美しいまち」を進める中で、防災上の避難経路確保という観点からも必然的に狹隘道路の解消推進は位置づけるものであると考えております。

[10番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 今木啓一郎君。

○10番（今木啓一郎君） 市としては、今の御答弁であれば、もし地元の方から、地域の方から1路線、交差点から交差点までというような広域的な範囲であるのであれば、皆さんが協力していただけるのであれば、狹隘道路整備事業として、そういった地区は限定、あるいは指定されたところにおいて、国の補助金を活用した狹隘道路事業を路線整備として行う必要性はあるという認識をお持ちであるということによろしいか、いま一度確認したいですが。

○議長（庄田昭人君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 現在でも本当に市の単独費で道路を広げているところもございます。これは全て地権者の皆様方の御承諾を頂いた上で事業を進めております。それがないと、市が一方的に道路整備用地を取得にかかっても事業が進まない、頓挫するといったところもございますので、狹隘道路整備事業につきましても、議員が今おっしゃったとおり、沿線の地権者の方の御理解を頂いた上で事業化していく必要があると考えております。

[10番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 今木啓一郎君。

○10番（今木啓一郎君） 御答弁ありがとうございます。確認できました。

では、多くの市町で狹隘道路については個別に測量費や分筆、あるいは用地の取得、舗装、門・塀などの除去または移設に関する費用の助成について考えてやられていますが、先ほど私は1路線、交差点から交差点というような考えはどうでしょうかというお話をしましたが、実際、各務原市では、地元自治会から要望がある交差点から交差点までの1区画以上ある、いわゆる路線型市道整備について、関係地権者全員の寄附により申請があった場合で市長が特に必要と認めたものについては、後退用地等内にある門、塀、擁壁、その他これに類するもの、樹木及び生け垣の除去及び伐採を市の整備工事として実施するような取組がなされて、類似する取組は尾張旭市でもあります。点から点への対策ではなく、面への対策であります。このような取組についていかがお考えでしょうか、御答弁お願いします。

○議長（庄田昭人君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） この狹隘道路の国の制度システムとしましては、今おっしゃられました内容を、事業費2分の1を補助するというような内容になっております。

ただし、工作物、構造物の移設、撤去に関しましては、地権者等のトラブルが発生しないように、用地取得時に所有者の方にそれぞれそれに係る補償費をお支払いして、所有者自らによって行っていただくことが最善であるというふうに考えております。

[10番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 今木啓一郎君。

○10番（今木啓一郎君） ありがとうございます。

私としては、御答弁いただきました市の4メートル未満の道路が142.5キロに及ぶという現

状が劇的に変化する、そんな施策を市長さんにも打っていただきたいなと思っております。

では、これまでは空き家等の発生の抑制、利活用の観点から狭隘道路問題を取り上げてまいりました。

では最後に、平成31年3月に瑞穂市空家等対策計画が策定されたことを踏まえ、今後、高齢化、高齢者のみの世帯の増加などに伴い、空き家等の増加が見込まれる当市への要望として多い、空き家等の解体・除却に対する補助が欲しい、賃貸・売却の仲介先の情報が欲しい及び有効活用に関する情報が欲しいに対する具体的な施策についてお考えがあればお答えください。

○議長（庄田昭人君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 空き家等につきましては、維持管理については、まず第一義的には所有者の義務が大前提であると考えております。現在ある補助制度の耐震診断事業や耐震補強工事補助事業の活用だとか、所得税の軽減措置として、相続した空き家の耐震リフォームまたは取壊しをした後にその敷地を譲渡する税制の優遇制度がございます。それらをぜひ活用していただきたいと考えております。

市といたしましては、防犯・防災上大変危険となる特定空き家等の対応が急務であると考えております。

なお、利活用可能な空き家の対応につきましては、昨年度確認基準を設け、目視ではございますが、市内の空き家候補の所在を調査し、552件の候補施設の確認を行っております。今後は、確認された施設の所有者にアンケート調査を実施し、その情報をもって岐阜県空き家総合整備事業費補助金等による移住者等を対象とした補助金を活用し、子育て世代、新婚世帯などに対してどのように進めていくことができるかということに関係各課と検討しているところでございます。

[10番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 今木啓一郎君。

○10番（今木啓一郎君） 市としては具体的にはなかなか進んでいないのかな、県の補助金を使って、若い方を中心に移住・定住促進を検討中ということであると確認しました。

ただ、私としては、早急なる対応を求めますとともに、必要であれば、市単独財源による地域活性化や定住促進の側面からの施策を念頭に考えていただきたいと思っております。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（庄田昭人君） 10番 今木啓一郎君の質問を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩します。11時から再開をしたいと思っております。

休憩 午前10時45分

再開 午前11時01分

○議長（庄田昭人君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

17番 松野藤四郎君の発言を許します。

松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 議席番号17番、立憲民主党の松野藤四郎でございます。

本日は、4件について質問したいと思います。

議長さんから発言の許可を頂きましたから、保育所整備計画について、複合災害時の避難所マニュアル作成について、歩きスマホの使用禁止について、河川整備についてでございます。

まず最初に、保育所整備についてお伺いをします。

保育所整備については、5か年計画がございます。私が思っているのは、今年度は最終年度であるというふうに思いますが、今までの経過と今後の状況についてお尋ねします。

2点目は、4月入所時では待機児童は発生しないと言われております。がしかし、隠れ待機児童——これは潜在待機児童でございますけれども——の解消について、どのようなお考えなのかお伺いします。

以下については質問席からいたします。

○議長（庄田昭人君） 広瀬教育次長。

○教育次長（広瀬進一君） それでは、松野議員の御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、保育所整備計画は平成28年度に策定されまして、今年度は5か年計画の最終年度となっております。計画の策定から今日までの経過についてですが、老朽化した3歳未満児の保育ができない保育施設のうち公立の保育所1か所につきましては、御存じのとおり、穂積保育所を公私連携型による未満児保育の実施ができる民設民営の認定こども園ほづみの森こども園へと移行することができました。ほづみの森こども園との協定には、評価に関する事項がありまして、1年目につきましては、1月に県による監査がありましたが、指摘事項なく安定経営をされているとの結果でありました。

また、地域等の連携につきましては、従前と同様施設の利用などを行っていただけるようお願いをしておりますが、地域の方々や保護者の方々の意見などを調査し、成果や課題などを整理いたしまして今後に生かしていきたいと考えています。

穂積保育所同様、老朽化した牛牧第1保育所の整備及び保育所がない生津小学校区内の保育所の新設につきましては、どちらも早急に整備しなければならないと考えており、ほづみの森こども園の実績を踏まえ、進めていきたいと考えております。

もう一点、4月入所時での待機児童の件ですけれども、議員御指摘のとおり、令和2年度当初における待機児童はありませんでした。しかし、潜在待機児童は26人で、この潜在待機となっているのは全て3歳未満児でありまして、待機理由のほとんどが特定の保育所などを希望しておられる方々です。このような方々がおられる中、今後も引き続き公私連携型保育事業の推進や小規模保育施設による未満児保育の実施、その他、潜在保育士の掘り起こしなどで保育士

の確保に努め、待機児童解消に向けた取組を進めてまいりたいと思っております。

[17番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 3歳未満児の受入れができない保育所は市内にあります。それは、牛牧第1がありますね。穂積保育所は解消しました。この5か年計画がある中で、この牛牧第1、老朽化して、本当に昭和40年代の古い建物でございます。ましてや生津小校区には保育所はございません。これについて、今後どのような計画をされているのか。少子高齢時代の中にあって、そして保護者が育休で休んで子供を守りしたり、そして希望した保育所へ行けないと、こういったことで隠れ待機児童が発生しています。

正式な待機児童はないとしても、市民サービスの上から見て、隠れ待機児童の解決をするのは当然ではないかと思いますが、どのようなお考えですか。再度確認します。

○議長（庄田昭人君） 広瀬教育次長。

○教育次長（広瀬進一君） 議員おっしゃるとおり、早急に整備しなきゃいけないものというのは我々も認識しております。

その中で、先ほども申し上げましたが、ほづみの森こども園の実績によりまして、皆様の御意見等お伺いしながらも早急に、生津校区だとか牛牧第1のほうは進めてまいりたいと考えております。

[17番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 今の答弁ですと早急というお話ですが、いつになるんですか。

○議長（庄田昭人君） 広瀬教育次長。

○教育次長（広瀬進一君） それぞれやっぱり土地の取得等がございますので、そちらのほうを取得済み次第、どんどん進めていきたいと考えております。

[17番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 穂積保育所が公私連携になるときに、そのお話はされております。土地を早急に確保すると。

大分年数がたっているんですが、私が思うには、待機児童がないから保育所の整備をしないと、このように思うんですけどいかがですか。

○議長（庄田昭人君） 広瀬教育次長。

○教育次長（広瀬進一君） 議員おっしゃられるように、待機児童がないから進めていないというわけではございません。なかなか土地の取得というのは難しいものでございまして、今もいろいろ検討してございますので、その辺御了承ください。よろしくお願いいたします。

[17番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 私は、牛牧第1保育、あるいは生津小校区に保育所を造るということで、ある程度の土地の核といいますか、目安ができていないんじゃないかと思いますが、いかがですか。

○議長（庄田昭人君） 広瀬教育次長。

○教育次長（広瀬進一君） いろいろ候補等はございますけれども、確実に購入できるといったところでは、まだ今検討中でございます。

[17番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 今は女性も働くということで、社会に参加しております。そのために、お子さんを保育所に預けたりということがあるわけですが、早急に牛牧第1、あるいは生津小校区に新しい認可保育所を造るということですので、併せてお願いしたいと思いますし、なおかつ私思うには、本田第1保育所については、河川敷に建っているんですね、施設が。まあ、どういうあれであったか分かりませんが、そういったことも早急に整備をしてほしいと、このように思います。

次に、複合災害時の避難所マニュアルの作成でございます。

瑞穂市は令和2年4月、瑞穂市避難所運営マニュアル第4版が作成されておりますけれども、複合災害時、これは新型コロナ感染予防を意識した避難所マニュアルが作成されているかお尋ねします。

○議長（庄田昭人君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 今、松野議員のほうから御質問がありました件にお答えをさせていただきます。

瑞穂市では、自主防災組織や自治会が主体となって避難所の運営を行うことを想定しまして、事前準備や避難所での運営形態の在り方をまとめた瑞穂市避難所運営マニュアルを作成しております。

このマニュアルは、適宜更新しております。自治会長さんや市議会議員の方々の皆さんにも、防災に関するマニュアルとともに配付させていただいております。

岐阜県におきまして、現行の岐阜県避難所運営ガイドラインに、今回新型コロナウイルス感染症対策として新たに追加すべき対策、拡充すべき対策というものが5月に取りまとめられて公表されております。瑞穂市においても県のガイドラインを参考に、瑞穂市避難所運営マニュアルの別冊版として、新型コロナウイルス感染症対策編（暫定版）ということで今月作成いたしました。瑞穂市のホームページにも掲載するとともに、自治会長さんへ配付させていただきます。

ます。

ゲリラ豪雨等、すぐに避難所を開設しなきゃいけないという昨今でございます。早期にマニュアルを配備する必要がありますので、現在のものに医療関係機関等の専門家会議といいますか、そちらの知見がもっとこれからどんどん加わってくると思います。それを見ながらまた今後改編というか改定しないといけませんので、暫定版という形になっています。とにかく、今考えられるところの最低限のところは、まずは暫定版でお示しさせていただいて対応させていただきたいという考え方の下でございます。以上でございます。

[17番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 今の説明ですと6月に、今月ですね、作成はされたと。暫定版ということですけども、一度議会のほうにも提出をお願いしたいと、このように思います。

以下については、7項目ございますので、2つぐらいにまとめて質問したいと思います。

コロナ感染の関係でございますので、間仕切りや隔離できる部屋など感染予防対策を準備しているかどうか。

また、現在の避難所数の拡大並びに面積など、従来対策の何割増しで準備をしているのかお尋ねします。

○議長（庄田昭人君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 間仕切り等の部屋、隔離できる部屋などの予防対策ということでございます。

飛沫滞留防止の間仕切りなどにつきましては、多くの種類のものが今出ております。寸法や、どうやって立てるかという自立方式においてどのようなものが適切なのか、今いろんなものを現物を見せていただいて、検討している最中でございます。

また、隔離のことでございます。隔離する部屋、そちらに入ってください個人的なスペースのことですが、こちらにも様々な種類のものがあります。現在検討しているものは、紙製のパイプの柱で、居住スペースを囲んで、病院のカーテンのような仕切りを作るというようなもの、そういうイメージのものを確保したいなあというふうに考えておるところです。間仕切り、居住スペース共に、備えるということで面積とか容量が結構取るものなんですね。また、段ボールベッドというような新しいものもあります。間仕切りにしても段ボールベッドにしても、パーティションといいますか、仕切りにしてもかなりの面積と容積を取る。保管するのに、備蓄するのに容積を取るということですね。そういうことがありますので、また平常時の保管場所についても今議論しているということでございます。

6月11日なんですけど、新型コロナウイルス感染症に伴う避難所設置現地訓練というものを老人福祉センターで開催いたしました。岐阜県の職員さん、防災の担当者の方と北方警察署、瑞

穂市社会福祉協議会の方、また当然私どもの市民協働安全課防災担当でございますが、訓練を実施しました。市のホームページのほうにも早速その訓練の様態を上げております。それと感染症のマニュアルのほうも貼ってありますので、御覧いただきたいと思っております。ちょっと御紹介させていただきます。

もう一つのほうの御質問です。

どのくらいの市有地の避難所を増設、増していくことができるのか、多くすることができるのかでございますが、市有施設での施設数の拡大は、もはや現時点では見込めないという状態になっています。なぜゆえかと言いますと、今の防災計画では市有地の全部、市の建物全部を使っているからということです。例えば学校、小・中学校においても、職員室という最低限の一部の施設を除き、使っている、計算に入れているということなんですね。ですから、これをどのくらい増すのかというのはできないということですね。ですから、今までの地震とか風水害とかというところで使うというよりも、感染症だと減数していかなくやならないので、余計減ってしまうということになるんですね。ですから今回、このコロナウイルス感染症に対応した場所としては、従来の収容人員から減らさざるを得ないという状況になっています。

今後は、民間施設とそこの施設がある所在の自治会、また自治会連合会のほうに仲介を市が入りまして、何とか近隣の方々が少しでも一時避難できるような体制を取っていただけないかというような動き方をしていきたいなあと考えています。

申し上げましたように、市の建物で増やすことはできない。ましてやコロナを考えたら余計減ってしまうという現実があるということ、重大なことなのでこの場を借りてお話しさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

[17番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 間仕切りや隔離というのはいろんな方式があるということでございます。妊産婦とか高齢者、弱者ですね。そういった方に対して、やはりこの避難所での密を回避するには、今のマニュアルでは2平方メートルになっているんですが、多分コロナですとこれの1.5倍ぐらい、3.3平米ぐらいは要るのではないかと、このように思います。したがって、市の施設等ではもう受けることができないと、このようなお話でございます。

私が思うには、やはり知人とか親戚、あるいは住居の2階、あるいは車中泊、こういったものの一時避難もやはり自助努力が必要ではないかと、このように考えます。避難所として市有地がないという話でございますが、企業とか民間のビル等の活用はやはり必要ではないかと思っております。市内には大きな工場等がございます。会社名を言って申し訳ないですが、旭化成とか大阪パッキング、岐センなど、そういった企業の倉庫等もございます。そういったものを避難所としての利用ができないかお尋ねします。

○議長（庄田昭人君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 今、具体的な会社のお名前が出されましたけれども、私どもは今、まずは自治会の方々に相談をかけさせていただいて、いろんな自治会の方々とその企業さんとのつながりというのがあると思いますので、まずは御相談をさせていただきたいなど。自治会のほうに御相談をさせていただきたいと思います。その中で、いい御縁があるようなことがあったら、どうしてもそこをつながせていただいて、対応させていただきたいなあというふうに思っています。できるだけ積極的につなぎ、仲介役をさせてもらえないかなあというふうに考えております。

また、いろいろな大きな事業所というか、2階、3階という高いところで事業所さんは持つてみえるので、水害なんかだと一時避難的には垂直避難というものが呼びかけられています。議員言われたように、おうちでもまずは逃げられる、上に上がれるのか。そうでなければ、私どものうちには介護の方が見えるならば早く親戚縁者とともに、先に今日お話ししていただいたように事前に逃げていただくとか、そういう形をこれからどんどんこれから取っていただきたいなあというふうに思っています。また、会社のほうには、そういう形で進めさせていただきたいと思っていますのでよろしく願いいたします。

〔17番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 新型コロナですと、感染するということで、従来の2平方メートルでは駄目ということですので、3.3平米近くは要するというところでございます。したがって、市有地は活用できないということです。民間を利用することも非常に大事じゃないかと、このように考えます。

感染防止のために、消毒液等の備品の準備ができているかということをお尋ねします。

マスクとか消毒液、体温計など、そういった数量についてお尋ねします。

○議長（庄田昭人君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 従来から、災害時を含めて感染症対策備品として、マスクとか消毒液等を保管、備蓄している状況でございます。

今回、この6月議会におきまして、補正予算にマスクと非接触型温度計の購入を予算計上させてもらっております。マスクも早く供給量、今だんだん供給量がアップしてきておりますので、状況を注視しながら各校区の備蓄倉庫の中にも入れていきたいなあというふうに思っています。よろしく願いいたします。

〔17番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） ある程度の数量を持っている、確保していると、このような御答弁

でございます。

次は、医療・保健関係者との連携ということです。これは医師会とでございます。

避難者の健康管理をするためには、医療・保健関係者との連携は必要でございますが、どのようなになっていますか。

○議長（庄田昭人君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） ただいまの松野議員の御質問にお答えをいたします。

まず医療・保健関係者との連携についてでございますが、この件につきましては、去る5月26日に岐阜保健所で会合がありまして、ここに私どもの保健師が参加しておりまして、避難所における新型コロナウイルス感染症対応について、県より御指導を頂いてまいりました。

こうしたことも踏まえまして、この対応につきまして、来月早々7月2日にもとす医師会と協議する場を設けておりまして、その折にこの避難所での対応も協議をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

[17番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） この5月26日に岐阜保健所等で医師会との連携をしていると、このような話でございます。避難者の健康管理は非常に大切でございますので、連携を十分にしておっていただきたいと、このように思います。

次に、社会福祉協議会との関係でございますけれども、人手が不足し、運営面の用務に支障が見込まれたり、専門的な分野の支援が必要と判断される場合は、市の災害対策本部を経由し、社会福祉協議会を窓口としたボランティア受付体制、これについてはどのようになっていますか。

○議長（庄田昭人君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 続いて、ボランティアの受付体制でございますが、この件につきましては、6月5日付で、全国社会福祉協議会と申しまして地域の社会福祉協議会の連合会のようなところでございますが、ここより各地の社会福祉協議会宛てに新型コロナウイルス感染が懸念される状況における災害ボランティアセンターの設置、運営についてという文書が発せられておりまして、この中でボランティアセンターの設置の考え方が示されております。

また、この通知を受けまして、6月8日に内閣府のほうから各自治体に通知文書が来ておりまして、この中に行政と社協との連携強化ということが示されております。

こうしたことを踏まえまして、まず市社協におかれましては、早速準備に入られておられますし、市との連携につきましても、次回7月6日になりますが、社協との月1回の定例会議において協議を行う予定にしております。以上でございます。

[17番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） ボランティアは、専門的な知識等を持った人がやっていたかなきゃならないんですが、保健師とか介護士、こういった方がボランティアになるとは思いますけど、そのようなお考えでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 今、専門職というお話がございました。議員お見込みのとおりでございます、当然専門職、福祉関係者、あるいは福祉サービスの事業者等々も含めまして、そういったメンバーも加わるということになっております。以上でございます。

[17番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 最後ですけれども、災害があった場合、自治体間同士の連携、これが必要ではないかと思いますが、瑞穂市は東京都西多摩郡瑞穂町とは大規模災害時における災害応援協定が平成25年1月31日に締結をされております。また、この岐阜圏域においてはどのようなようになっているのでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 岐阜圏域ですが、自治体間の広域連携支援体制でございます。岐阜県及び県内の市町村と災害時の相互応援協定を締結しております。物資の提供やあっせん、人員の派遣などの面で相互に助け合う関係ができております。岐阜市をはじめとした近隣の市町とは連携会議というものがあるんですけれども、連携会議において互いに情報交換をし合うなどの連携を図ることに努めております。

議員が御紹介していただきました瑞穂町のほうも、大規模災害相互応援協定というものがあります。内容的には、物資と資機材及び車両の提供というものがあるとは思います。職員の派遣という内容になっています。

先般、私どもの副市長のほうから瑞穂町のほうにも、コロナの状況について連絡させていただいて情報交換をしたというところがあります。そういう形で瑞穂町とのつながりというのもパイプをつくって守っていききたいなというふうに思っております。

[17番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 岐阜圏域ですので瑞穂市も含めた話ですけれども、風水害とか台風、地震、そういったものはこの瑞穂市だけでは終わりません。広域に被害を受けるわけです。その中で本当にそういった協定といいますか、できるのかなあと心配をします。

幸いにして西多摩郡の瑞穂町は東京ですので、被害がないということで物資とか資材とかいんなこと協定ができるんですけれども、この県内、この圏域の中で本当に災害が起こった

ときにそういった協定ができるのか、相互応援ができるか心配をするわけですが、もう一度確認します。

○議長（庄田昭人君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 大災害となりますと市長のほうから県を通して、知事から、県からまた自衛隊の派遣とかそういうことになっていくわけですね。そのレベルまで行かない間ですけども、いろいろとやっぱり、例えば広域連携といいましても消防の関係でもつながりがあるんですね。やっぱり防災となりますと消防の機能というのもあります。ですから、消防の集まりというのもあるんですね。これは岐阜市消防に本部がありまして、この近辺は今委託でまわっております。そういうネットも有効に活用させていただいています。先ほどの連携会議の中にこの消防の関係もありますので、そういう形でやっぱりつながりというのを強くしていきたいと思っています。消防力というのはやはりすごいものがあります。プロですので、そういうところでまた話を出して行ってということもしています。

あと、民間の連携というのもあります。ちょっと紹介させていただきますが、呂久のほうでは神戸町のほうへ逃げるような連携があって、訓練もされているんですね。非常に一生懸命、皆さんが参加していただいています。一度その参加のところを見ていただくといいと思いますが、非常に一生懸命、かなりの距離なんですけれども歩いて行って訓練されています。すばらしい訓練だと思います。そういう民間の連携というのがありますので、そういうのも絶やさずに支援していきたいなあというふうに考えております。よろしく願いいたします。

[17番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 複合災害時の避難所マニュアルについては、暫定版が6月に作成されているという御答弁でございます。これについても議会に提出し、議員で精査したいというふうに思います。

また、それぞれの避難所での面積の確保、これについては非常に困難であるということでもあります。民間の倉庫等も利用することも非常に大事ではないかと思えますし、備蓄の件についても十分に配慮を願いたいと思えます。

また、ボランティア活動についても専門的な知識が要りますので、保健師や介護士、そういった人手不足に対応するようにひとつお願いしたいというふうに思います。

続きまして、歩きスマホの使用禁止についてお尋ねをいたします。

2019年12月1日に、道路法が改正されました。自動車やバイクを運転中にスマホを使用しながら運転に関する罰則が強化されております。罰則点数は3倍、罰金・反則金の額も引き上げられております。

そこで、平成30年の交通事故の件数でございますけれども、これは歩きスマホの交通事故の

件数でございます。全国で2,800件ありますが、分かれば北方管内では何件発生しているのかお尋ねいたします。

○議長（庄田昭人君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 携帯電話の使用によって事故を起こしたという状況についてでございますが、北方警察署に聞き取りをさせていただいたところ、平成30年という調査なので、警察署のほうは1月から12月までの統計というふうになっています。平成30年の1月から12月においては、北方警察署管内は事故件数は、歩きスマホ等は4件です。全て瑞穂市内で起きた事故でございました。

また、昨年1月から12月につきましては、北方警察署管内では3件の事故が起きております。そのうちの2件については、瑞穂市において発生したものであるということをお聞きしております。以上でございます。

[17番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 平成30年の北方署管内では4件あり、そのうち4件が瑞穂市だということ。それから平成31年、3件あり、2件が当瑞穂市で発生しているということでございます。けが等の状況は分かりませんが、これは警察に届けたという件数でございます。実際はもっと多くのそういった事故の件数があるのではないかと、このように心配をします。

歩行中の歩きスマホは、画像に集中してしまい、前方や左右に視線が配られないので歩行者などに衝突する危険度が高い。また、歩きスマホはゆっくり歩き、交差点を横断するまでに時間がかかるので、青信号で渡り切れない可能性や周りの迷惑になるおそれがあります。歩きスマホ使用には道路交通法にはございませんが、そこで、交差点や横断歩道、公共施設、また朝夕、多くの通勤者や通学生などが狭い歩道や車道を横断してJR穂積駅を利用しております。大変危険であると思います。したがって、危険防止のため、歩行時、歩きスマホの使用を禁じる市条例制定についての考えについてお尋ねします。

○議長（庄田昭人君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 議員御指摘のとおり、道路交通法では自転車を含めた自動車、バイクの罰則規定はあるものの、歩行者に対する罰則規定はございません。

ちょっと例なんですけれども、神奈川県大和市で歩きスマホの条例があります。これは道路や駅周辺、それから駅広場、公園などの公共の場所で歩きながらスマホを操作することを禁止するものです。操作する場合は人の往来や、議員言われたように車両の妨げにならないところ、これは一旦止まってということですね。立ち止まって操作するよう定めておるものです。今年の6月の定例議会に議案を提出されており、可決されれば7月1日からの施行ということ。歩きスマホをしないように、市民には努力義務というのが規定されまして、市は防止への施策

を推進するというような規定のようになっております。

歩行者も含め、公共の施設、道路での歩きスマホにつきましては、全国的に問題となっております。また紹介させていただきましても、愛知県警によりますと、女性が歩きスマホを行っていた場合、不審者が近づいていることに気がつかないということがあって、公然わいせつや痴漢などの事件が増えているということでございます。また、平成18年4月には、静岡駅のホームで歩きスマホをしていた中学生が足を踏み外して電車に接触し、死亡してしまったという痛ましい事件もあります。

私どもが考えているのは、歩きスマホで一番危険なところはどこかということ、やっぱり穂積駅のホームなんですね。乗降客が大変多くなっています。ホームが狭いというところがありまして、スマホをそのホームの狭い中で大半の方が触っているという現実があります。スマホを見ていない方のほうが少ないということです。

条例制定については、制定された自治体の聞き取りだとか、また今回、ホームというのが一番危険かなというふうに思っておりますので、J R 東海に穂積駅の状況などをお尋ねしながら、また主要な横断歩道だとか、どういうところの状況等の調査から始めるのがセオリーかなあというふうに思っております。条例においても、努力義務ということにするのか、それとも何といたしますか、たばこのときもそうなんですけど、そういうガーディアンといいますか、町の中をチェックする人という専門の指導員さんみたいなところを置いているまちもあるんですね。そういう指導する人までも配置して過料まで取るのかとか、いろんなことを考えなきゃなりません。その辺も全てクリアしながら条例制定ということになりますので、またいろんなところの研究をさせていただきたいなあと思っております。

今回、先ほどの質問にありましたが、J R 駅周辺が一番そういう可能性が高いというところがあります。今回のJ R 駅前の周辺をよくするというので、一方通行化の社会実験というのも市民の方々から声が上がってきて実践化され、今度またどんどん進めていくという、いい方向に向かっているんですね。ですから、この歩きスマホについても、一度その駅前の周辺の方々に、今ワイワイ会議というのがありますが、そういう方々にも少しは投げかけてみたいなというふうに思っております。そういう形で、一方通行社会実験のような形で、歩きスマホに関してどう思われますかということが駅周辺で活発になってくるということも大事なかなあというふうに思っております。

そんなような進め方で進めていきたいかなあというふうには今思っているところでございますので、御理解いただきたいと思っております。

[17番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 時たま朝夕J Rを利用するときに、お客さんの10人のうち7人ぐら

いはスマホといますか、携帯電話を使っていますよね。それは歩いていないんでいいんですけども、このJRを利用するときの通勤客等は歩きながらスマホを見ていると。したがって、人との肩が触れ合ったり、雨降りだと傘がぶつかって転んだりすると、こういう危険が潜むわけですよ。たばこの件は駅の北と南に喫煙所ができましたけれども、私は事故が起こる前に、やはり危険防止をするためにそういった条例をつくると、つくって市民にお知らせすると、こういうことが大切ではないかというふうに思います。

調査して社会実験をするという答弁でございますが、これはいつまでにやられるんでしょうか。今年度中にそういったことで今年の12月の議会ぐらいに間に合うように、市条例の制定をされるのかお尋ねします。

○議長（庄田昭人君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） この駅前のまたいろんな開発のこともありますし、そちらのこのソフト事業というのは先ほどの答弁、鹿野部長のほうからありましたけど、駅前関係のソフト、いろんなまちづくりとか駅前周辺をよくしようということがその会議とか何かでは話しているわけなんですね。そちらのほうでいろんな事業も今年も考えています。イルミネーションのこととか、金曜市だとか、いろんな事業があります。そちらでお話しさせていただいて、でも、たくさんの方が市民の方々に聞くと大変なこともあるかなあとあって、大事に大事にその団体さんと話をしながら育てていきたいというところもありますので、その市民の方々とのお話し合いの進行状態ということがございますので、今ここでいつまでかということとははっきりとよ言わんのが現実でございます。

何とか本物になっていきますかとか、その地に着いたものにするということが大切でございますので、今のところいつまでということは申し上げられないということが答弁でございます。よろしく御理解ください。

〔17番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 駅前周辺というのは、狭隘道路の話も出ましたし、歩道も整備されていない、本当に狭いところを乗降客、1日1万数千人が通るところで、大変危険だと思います。スマホを止まって使っていただけるといいんですけど、通勤ですので急いでいる中で歩きながら使っている。本当に大変危険だというふうに思います。したがって、早くそういった市条例をつくって、市民に安心・安全と一緒に頂きたいと、このように思います。別に条例をつくってお金がかかるわけじゃございません。ひとつ早急に対策をお願いしたいというふうに思います。

最後に、河川整備についてでございます。

1級河川の天王川沿い、ここはJR穂積駅からずっと南の天王川、それから下穂積の橋まで

ですけれども、そういったところは樹木が多く茂り、景観、あるいは立ち木により流水が悪く、増水時に河川が氾濫し災害のおそれがございますけれども、こういった現状認識について、まずお尋ねします。

○議長（庄田昭人君） 宇野調整監。

○調整監（宇野真也君） 御質問いただきました1級河川天王川沿いの現状認識についてお答えいたします。

天王川沿いの樹木の繁茂状況、豪雨により増水し、のり面が浸食される被害状況につきましては、県と現地視察も含め、同時に要望活動を行っております。

また、出水時、いわゆる梅雨の前でございますが、今年度5月になりますが、堤防を点検するようなパトロールも随時行っているところでございます。

このような中、そのほか市民の皆様から随時情報提供を頂いた箇所につきまして、その都度岐阜県と協議を行いまして、河道内の状況については県、市とともに情報を共有しつつ、認識しているところでございます。

[17番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 今年の2月に、町内に回覧板が来ました。岐阜土木事務所が行う河川維持に伴う伐採工事ということで回覧が来ました。けれども、実際には伐採がされませんでした。その理由はなぜでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 宇野調整監。

○調整監（宇野真也君） 今議員から御質問のあった件につきまして、天王川の樹木伐採につきまして、岐阜土木事務所のほうでは下流から伐採を行う予定としておりました。ところが、一部住民の方のほうから同意が得られなかったということで、昨年度伐採ということが不施行となったというものでございます。

今後、地元と調整を進めまして、同意が得られ次第、改めて県へ伐採について要望していく所存でございます。

[17番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 下流から200メートルか300メートルの立ち木の伐採をするという回覧でありました。下流の一部の人から同意が得られなかったので、できなかったということでもあります。これは、それなりの役職を持っている人からなのか、あるいは一住民からのお話ですか。どちらでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 宇野調整監。

○調整監（宇野真也君） 私がお聞きしておるのは、地元の代表の方というようなことでお聞き

しております。

[17番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 地元の代表といいますと、いろんな自治会長、区長、いろんな方たちが見えるわけですが、具体的に分かれば教えてほしいと思います。

○議長（庄田昭人君） 宇野調整監。

○調整監（宇野真也君） 申し訳ございませんが、具体的な人についてはこの場では発言を控えさせていただきますと思っています。

[17番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） せっかく河川整備ということで樹木を伐採していただけるんですよ。私は平成30年12月の議会で質問をしております。当時の政策企画監は、河川区域内は河川法の3号地、いわゆる遊水地であるが、河川の流水能力に支障のあるものは必要に応じて樹木伐採を実施していると答弁がなされております。

樹木伐採は下から切るんじゃなくて、ある程度の立ち木ですので、1メートルから2メートルぐらいのところから上を切ると思うんですけれども、流水に支障を来さないような格好で県土木がこう、せっかく予算をつけてやっていただけるんですよ。ある地区の代表から理解が得られなかったというだけで、この市民の安心・安全守れるんでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 宇野調整監。

○調整監（宇野真也君） 議員御指摘のとおり、市民の安全・安心を守るために事業を進めるということでございます。

ただ、どうしても地区の方の御理解がない以上、強引に進めるということは、民意を入れ込まれないような県行政はできないというふうに聞いております。

[17番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） せっかく自治会の回覧版で伐採をするということで皆さんに周知しているんですよね。それが、ある代表が駄目だと言ったら工事ができないんですよ。いろんな工事についてもそのとおりだと思うんですよね。ある代表が協力してもらえなかったら全ての工事ができないというふうになるんですよ。それでいいでしょうか。非常に情けないですね。瑞穂市はもっと発展していく中で、保守的な考えでは駄目ですということですよ。

次に、国土強靱化計画に含めた国道21号南部の整備計画の考えでございます。

これについては、木曾川水系河川整備計画は平成20年3月、国道21号南側に防災拠点として位置づけられております。今までの経緯と今後の見通しについてお尋ねします。

○議長（庄田昭人君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） ただいま議員が申し上げられました計画につきましては、令和2年3月に一部変更されております。木曽川水系河川整備計画の中では、危機管理対策に対応する場所として、穂積大橋南穂積地内に、従来防災拠点として位置づけられていました施設が水防拠点と名称を変えております。木曽川上流河川事務所に確認をしたところ、施設の性質には変わりはないとのことでした。国はこの計画の中で危機管理対策施設として、長良川や揖斐川、根尾川沿川に、河川防災ステーション・水防拠点・防災船着場を位置づけており、瑞穂市内の当箇所もその一つでございます。

防災・減災のための国土強靱化3か年緊急対策に限ることなく、国においてはこの河川整備計画に基づき、整備が順次進められると聞いております。市といたしましても、この水防拠点は大変重要な防災施設と位置づけておりますので、当然のことながら現在策定中の国土強靱化地域計画の中にも明確に位置づけ、国による早期整備がされますよう、今後も整備要望をしてまいりたいと考えております。

〔17番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 防災拠点が水防拠点ということで、内容的には同じだというふうにあります。海津市にもありますけれども、早急に設置といいますか、拠点をつくっていただきたいと、このように思います。

最後に、県道ももちろんですけども、市道に至っては消えた道路の白線、これが非常に多く見られます。また通学路のカラー舗装についても、これは全域ではなくてある程度といいますか、地域から要望があったところだけがカラー舗装をされておりますけれども、こういった舗装の計画等の整備についてはどのようなお考えでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 議員御指摘のとおり、市内には区画線やカラー舗装が経年劣化により消えている箇所が多くございます。そのため、順次塗り直しを進めている状況ではございますが、今年度は特に交通安全関連工事予算に重点配分し、小・中学校を中心とした指定通学路の区画線やカラー舗装の塗り直しに重点を置き、整備を進めていく予定としております。

また、毎年開催しております瑞穂市通学路安全推進会議においても、各小・中学校の先生方から通学路の具体的な改善要望箇所を上げていただき、それらへの対応も優先的に実施していく考えでございます。

〔17番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） センターライン等、消えてしまっているわけですね。雨降り等、あ

るいは夜間等については非常に危険です。早急に白線、あるいは黄色の線ですか、そういったもの、あるいは通学路の子供たちの安全のためにカラー舗装をお願いしたいと思います。

以上、4点について質問をしました。

保育所整備については、牛牧並びに生津小校区の新設、これについては土地を早急に確保し、整備をしたいというお話でございます。

また、新型コロナ感染についても、避難所の確保が大切でございます。また、備品も備蓄が大変であるというふうに思います。

歩きスマホについては、調査、あるいは社会実験をして市民の皆さんの声を聞きたいと、このようなお話でございます。

また、河川整備については、本当に現場を見ていただければよく分かるんですよ。長良川鉄橋の南から、下穂積までの天王川兩岸、あのままでいいんでしょうか。かえって流水を妨害しているんじゃないですか。遊水地であるという話ですが、犀川の排水機も1号から3号までありますけれども、排水能力があります。そういった中で、樹木を伐採していただきたい。早急をお願いしたい。県や国が事業をするということで予算をつけていただいた工事に対して、一代表が反対をただけで中止になるんですよ。これからは、県も市も国もそういった工事をしてくれないというふうに考えております。市民の安心・安全のために、防災にはこの瑞穂市は非常に弱い地形でございます。ですから、立ち木の伐採も早急をお願いしたいというふうに思います。

以上、4点について質問をいたしました。明確な答弁はございません。前向きな答弁はございません。市民の安心・安全のために、今後も立憲民主党、松野藤四郎、市民の代弁者として一般質問をします。ありがとうございました。

○議長（庄田昭人君） 議事の都合により、しばらく休憩します。

コロナ感染対策の中で別室にて傍聴いただきました皆さんには感謝申し上げます。ありがとうございました。

議事の都合により、再開は1時半からといたします。よろしく願い申し上げます。

休憩 午後0時02分

再開 午後1時30分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

14番 若井千尋君の発言を許します。

若井君。

○14番（若井千尋君） 議席番号14番、公明党の若井千尋です。

ただいま庄田議長より発言のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

初めに、大切なこととして、昨日6月23日は1945年、20万人超の犠牲者を出した沖縄戦で組

織的戦闘の終結にちなんで沖縄慰霊の日とし、昨日75年目を迎えました。私たちは、現在の平和が多くの方の犠牲の下にあることを忘れずに、二度と同じ過ちを繰り返さないことを誓い、同時にさらなる平和の社会の構築を決意するものであります。

その上で、75年後の現在、今年も既に半年が過ぎようとしておりますが、半年前に現在のコロナと共にというような生活を誰が想像できたでしょうか。歴史上、人類はウイルスとの闘いではありましたが、現在の人類のほとんどがかつて経験のない生活を余儀なくされています。

今回の質問は大きくは3点、1. コロナ禍を踏まえた防災・減災の対策について、2つ目はフレイル健診について、3点目、困窮者支援についての3点であります。コロナに関しての日々状況が変わると言っても過言でない中で、午前中の質問もございました。重複するところがあるかと思いますが、私なりに質問させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以下は、質問席に移り質問させていただきます。

午前中、1番目の質問でございますけれども、松野藤四郎議員等も質問されておられましたので重複するところは簡潔にお答えいただければというふうに思います。

コロナ禍を踏まえた防災・減災対策について。

私、今回、新型コロナウイルスの感染症対策特別委員会のメンバーでもございます。昨日、その特別委員会も踏まえて新しい情報なんかも得たところではございますが、通告をしたときにはそのような情報がないこともございましたので、確認の意味でも質問させていただきたいと思っております。

最初に、避難所における対策の促進、支援する取組について、これは3密回避の観点から、災害といっても大きくは地震や水害が想定されますし、その規模によっても異なるとは思いますが、今回は避難所に避難をしなければならない状況を想定し、この新型コロナウイルス対策を想定しますと、通常の避難発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設が必要と考えますが、そのような対策についてはどのように考えておられますか。

○議長（庄田昭人君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 多くの避難所の開設が必要となるという御質問です。

市有地施設、市が持っている施設の施設数の拡大は、現時点では見込みを増やすということではできません。見込みがないということです。市有施設は全て施設として指定してあるということです。避難所とか避難場所とかということで指定してあるということです。また、小・中学校につきましても、職員室など一部の部屋を除いて校舎内の教室などは避難所スペースに含んでおります。よって、新型コロナウイルスの感染症に対応した避難所としては、従来の収容人員から減らさざるを得ない事実があるということです。以上で答弁とさせていただきます。

[14番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 若井千尋君。

○14番（若井千尋君） これは午前中の松野藤四郎議員との質問にも企画部長はそのようにお答えしていらっしゃいましたので、市としてはもうこれ以上避難所は増えるようなことがないと。

そんな中で、今度は3密を避けるためには、今冒頭でもお話をしましたが、災害の質、規模にもよりますが、従来のような避難所に今度は行くことはなくて、収容する考えではなく、在宅避難や友人宅等への避難の検討も必要となってくるかというふうに考えるわけでございます。その場合、市民への周知の必要性があると思いますが、この周知の徹底の現状とこの先どのようにお考えかを伺います。

○議長（庄田昭人君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 周知の徹底でございます。

今年度におきましては、間もなく出水期を迎えます。「広報みずほ」7月号に、新しい避難場所への考え方、避難所へ行く前に体温を測るだとか、垂直避難を考えるだとか、新しい避難行動をするというものを配付させていただきます。

それと併せて、避難行動判定フロー図というのを作らせていただきました。市民の皆様におかれましては、このフロー図を御確認いただき、自らの命は自ら守るという自宅の災害リスクと取るべき行動というものもまた新しい概念として入れていただくということで、当初は新しい避難所への行き方だとか考え方というのを1面だけだったんですけど、せっかく送るのに裏面がもったいないじゃないのという話にもなりまして、どうせなら、どういう場合ということを考えるということも早く1回で、広報を使うのであれば送りましょうということで付け加えてさせていただきます。そういう形で広報も考えています。

もう一つは、従来の避難訓練ではなくて感染症を考えた避難所の設営ということで、老人福祉センターで今月、実際に訓練をしました。そちらのほうも今度26日に連合会の役員さんたちとお話をします。それで役員さんたちにまた下ろさせていただいて、そこから連合会を通して自治会のほうに話が流れるような、そういう流れをつくっていきたいというふうに思っています。よろしく願いいたします。

[14番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 若井千尋君。

○14番（若井千尋君） 今回、今年になってこのコロナ禍というか、コロナがこれだけ影響を与えるようになったときに、やはり一番心配するのは医療現場が崩壊すること。本当にふだんの病気の方も、またコロナの方もどんどん病院に集中してしまうようなことがあれば医療が崩壊をしてしまう。

それと同じような考えで、災害を考えたときの避難所の体制もそうかというふうに思うんで

すが、先ほどの午前中の質問もありましたし、全国的には、そのときもホテルとか旅館などに一時期症状の軽い人を避難していただくような話もありましたけど、当市ではそういった類いの施設が非常に少ないということも認識しております。その上で、午前中の質問もございましたけど、当市ではそういう施設がないことを踏まえて、民間企業さんの協力も得て、先ほど松野議員の質問にもございましたが、分散の避難とか、さらにはそういった企業さんのお力を借りながら避難所の訓練なんかも考えておかなければならないというふうに考えますけど、どのように考えていらっしゃいますか。

○議長（庄田昭人君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 今のところ、指定避難所として民間さんのほうで御協力願っているのは、朝日大学さんとサンプラスパさんが指定避難所として協力していただいております。

今後は新たなところ、例えば垂直避難で2階、3階以上あるような事業所さんのところへ地元の自治会の方々が1次避難できるというようなことということで、市のほうとしては間に入らせていただいて自治会さんとか連合会のほうに話をさせていただいて、そちらの企業の仲介という形を取らせていただきたいと思います。

まずはそこから始めますので、一連の訓練というところまでまだ行き着けていないのが現実でございます。まして、各自治会も避難所確認というところが今終わってきた段階で、これから避難所運営協議会といって避難所を自分たちで立ち上げるよというところもまだまだばらつきがある状況でございます。その上にまた今回の感染症という新たなハードルが来ていますので、順番に順番に進めていかなければならないということは認識しております。

しかし、地元の方々が皆さんで手を取り合ってそういう体制を取るというのはやはり時間がかかりますので、できるだけ早く着手はするんですけども、いろいろな場所の各地区の状況もあると思いますので、私ども市民協働がメインになっておりますけれども、一緒に入らせていただいて進めていきたいなというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

[14番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 若井千尋君。

○14番（若井千尋君） これもひとつ考えておくというようなことで置いておいてもらえばいいかなと思いつつも、やはり災害等は本当にいつ来るか分からないということで、対応ができない。また、検討中というようなことで仕方ないとは思いますが、早く手が打てるように御検討いただければというふうに思ひます。

避難所について、伺ひます。

特に1問目はコロナ禍ということで、避難所の健康管理等、感染予防のための衛生環境、また備蓄品、避難所の運営についての現状、体制、重複することがあるかと思ひますが、今現状

での避難所の運営について確認をさせていただきますし、また今後どのように考えておられるのかを伺います。

○議長（庄田昭人君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 大規模災害が発生し、市の指定避難所等における集団の避難生活、集団で避難生活が始まった場合、密接・密集・密閉、いわゆる3密を避けながら避難所を運営していかなければならないというのは当然のことでございます。

避難所は就寝場所と食事場所というのがやっぱり同一になるということで、衛生的な環境づくりにも対処し感染症の発症、また蔓延、クラスターを避けなければなりません。今回、補正予算においてマスクと非接触型温度計の購入を予算化させていただいております。必要となる備蓄品については、また今後検討して導入を進めていきたいと考えております。

さきの新型コロナウイルス感染症に伴う避難所設営訓練で、入り口で自治会の方々が熱があるから別室に行ってくださいだとか、なかなかそういうことができるのかどうかとやっぱり不安になりました。実際、練習させていただいたんですけれども、本当に地元の方々が、あなたは熱だからとか、なかなか難しい状態です。こちらのほうへ行ってくださいということが本当に言えるのかどうか、その辺難しいところです。ただ、医療機関なんかの専門家さんなどが避難所に、各自治体におるわけではない。配備できるという状況でもないということがありますので、その辺はまた今後、先ほど午前中に説明させていただきましたけれども、感染症のマニュアルの中で医療機関さんのほうからまた新たな指示が来るんじゃないかと思っています。ですから、今回のガイドライン、避難所設営マニュアルに関しては暫定版となっている状況です。

また様々な問題がありますが、一つ一つまた解決に向けましてそういう形で進めていきたいと思っています。備品に関しては今そういう状況になりますし、マスク等々に関してはまた各校区の備蓄倉庫のほうにも配備できるように持っていきたいと思っております。

〔14番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 若井千尋君。

○14番（若井千尋君） 今回、第2次補正予算の中で、発生前に避難所における新型コロナウイルス感染症への対処として実施するマスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション等、この物資や資材の備蓄に要する費用については令和2年度の今の第2次補正予算の成立を受けて、地方創生臨時交付金を活用するというふうになっておるわけでございますけれども、必要な備品とか物資の購入、こういったものの整備についてはどのように考えておられるのかお尋ねします。

○議長（庄田昭人君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 従来から、岐阜県の補助メニューとしまして避難所生活環境確保事業費補助金というのがございます。

議員の言われるとおり、今回の新型コロナウイルス感染症を機に、マスクなども対象とする見直しを図られておることになります。今回の6月補正では、マスクと体温計、非接触型温度計の購入費を計上しておりますけれども、この補助制度の活用を想定した歳入予算も併せて計上させていただいています。ですから、県の避難所生活環境確保事業費補助金というのを受けて今回予算立てしているということです。

飛沫滞留防止の間仕切りにつきましては、多くの種類のものがありましていろいろ今研究しているところでございます。紙製のパイプで居住スペースをつくるものとか、段ボールベッドだとか、かなり場所を取るというのもあります。そういうものに関しても、今後の補助金ですね、今回のコロナ感染症の地方創生交付金をまた活用できるのかどうか、今模索しておるところです。現在まだ私どもの瑞穂市のところにどれだけ来るというのは確定していないのであれなんですけれども、そういうものも活用できるのかどうか検討していくということで、できるだけ活用したいなあとというふうに思っております。

[14番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 若井千尋君。

○14番（若井千尋君） これは今議会の中で総務委員会であったりとか、また新型コロナウイルス特別委員会の中で、企画部長がたしか備蓄品がかさばるとか、置いておくところがないような発言をされたような記憶がありました。ですから、それは何とでもなるとは言いませんけれども、やはりこの購入、補正予算がついて少しでも市の負担がかからないときに購入しておく、備えておくということは必要かと思しますので確認をさせていただきました。

先日、テレビで3・11の東日本大震災で避難所となった福島県のビッグパレットふくしまの様子が放映されておりました。見られた方もおられるかと思いますが、あの大震災の被害に加え、津波があつて、さらに原子力発電所の大爆発があつたと。記憶の新しいところではございますが、その際に避難所生活での御苦勞は本当に想像をはるかに超えておるわけでございますし、また改めてそのことを確認したわけでございますが、さらには支援に携われた方々の御苦勞をいま一度教訓にさせていただいたと感じた次第でございます。

福島県としては、避難所の一つであったビッグパレットふくしま、多分岐阜県で言えば県民体育館、今で言うOKBのような大きな総合体育館のようなイメージかと思うんですけれども、そこ自体がかなりの損壊をしてそこに収容ができなくて、3,000名近くの方が避難を余儀なくされておられたんですけれども、その建物のありとあらゆるところ、例えば廊下とか、そういったところで向こう8月ぐらいまでずっと避難所生活をされておったわけでございますけれども、これは今このメニューの中にはないかもしれませんが、以前も少し確認をさせていただいた、例えば地元の小・中学校が避難所となった場合、体育館等が使えなくなった場合を想定して、さらには午前中、企画部長のお話でもございましたが、今はもう市の管理しておる学

校なんかも全部の教室も使うような状況で避難所を考えておるといふ答弁も聞かせていただきました。

そんな中で、これは確認ですし、今回のこの災害対策の交付金のメニューに入るのかどうか分かりませんが、当市の小学校、中学校の窓ガラス、これが本当に地震か何かあったときは飛散をするわけですので、飛散防止フィルム等なんかの対応策というのはできておるのかどうか。また、それがもしできていなければ、今回のこういった交付金の中で対応ができるのかどうかを確認させていただきます。

○議長（庄田昭人君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 指定避難所となっている施設において、まず小・中学校の校舎と体育館と、それ以外の市の施設ということでちょっと分けさせてもらって、お答えさせていただきます。

まず学校以外の市有の施設でございます。学校以外の施設につきましては、国の補助金や交付金の制度について調査を行いました。対象となるそのような飛散防止シートの工事を補助するというメニューというのはないということです。ありません。

その一方で、今度は学校のほうの施設に戻ります。一方で、学校の施設につきましては、文部科学省の学校施設環境改善交付金というメニューの一つの中に、防災機能強化事業というのがあります。こちらの事業ですけれども、補助対象となる工事の一つに、児童・生徒等の安全を確保する上で必要な工事となっておりますので、窓ガラスの飛散防止フィルムを貼り付ける工事も含まれておるといふことですのでございます。ただ、1校当たり400万円以上の事業費が最低限規定としてあるということになっております。施設の維持管理計画などの調整も必要となってきますので、事業の実施については施設の管理を行う教育委員会と連携を取りながら対応できればと考えているというところです。

学校のほうも、その都度その都度工事をやられていますので、そのときに入っているときもありますし、まだやれていないところもあるのでまた細かく調べないといけませんので、また教育委員会さんのほうと調整はさせていただきたいなあとこのように思っております。

〔14番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 若井千尋君。

○14番（若井千尋君） 確認ですけど、今の現状ってどうなっておるんでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 教育委員会の教育総務課のほうに確認させていただいたところ、基本的に避難経路となる例えば廊下側の教室の窓ガラスというところは入っているというところがあります。ただ、時代の流れがあつて、順番に制度を受けられたところからぼんぼん入ってきているので、まだないところもあるように聞いています。

ですから、大変ここら辺は詳細に調べないとできないということになりますので、かなり時間を要しますけれども、昔々は皆さん御存じですかね、ガラスに針金が入っていたようなものがあったんですが、あれは最近もうなくて、シートを真ん中に挟むものとかいろいろあるみたいですが、そういう形で飛散を防止するというのがあります。

またその辺よくよく調べさせてもらって、対象となる時のもの、どこが対象となる事業費を超えている学校なのかとか、学校を教育委員会のほうでちゃんと順番に整備されている計画もあるので、そこに併せて乗っかっていくという形で調整させていただきたいと思っています。よろしく願いいたします。

[14番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 若井千尋君。

○14番（若井千尋君） これも期限を切るわけじゃないですけど、地震はいつ起こるか分かりませんし、児童・生徒さんも特に窓側に座っておられる方も危険な状況になっておるかと思えますので、まずは現状どういうふうであるのかを確認していただければというふうに思います。次の質問に移ります。

これも余談なことかもしれませんが、最近、NHKの「ジオ・ジャパン」という、見ておりましたが、本当に日本の国土って非常に複雑な状態で国が成り立っておるなということを改めて知った次第でございます。

いつ、どこで、どのような地震も発生してもおかしくないですし、また我がまちの弱点というか、瑞穂市の弱いところ、災害って何遍も言いますが災害もいろいろございます。地震もあれば水害。私どものまちは、過去に大きな水害を経験したまちでございます。そういった水害のことも含めながら、やはり本来なら先ほどの市民の方への周知もそうです。以前というか、ハザードマップ等にも記されておりますけれども、やはり水害というものに対してこのまちの市民はもっともっと知るべきであると思えますし、私たちももっともっと勉強して取り組まなければいけないというふうに思います。

そういった意味で、備蓄品等もどういったものが必要であるかどうかの確認も必要ですし、最近になって段ボールベッドという形も出てきましたけど、特にコロナの報道等というかニュースを見ておりますと、やはりウイルスは空気からどんどん下に下がってというか床面にたくさん浮遊しておって、人が通ると非常に上がってきてしまうと。ですから、フロアに直接休んでおられるような方に対しては、特に高齢者の方は感染率が高いというような、少しでも床面から高いところがあればというような思いと、また避難所をしっかりと整備する上でも、今お話がございましたパーティションであったり、また段ボールベッドの活用というのは本当に大事になってくるかというふうに思います。

そういったメニューもしっかりと検討していただくということでございましたが、この質問の

最後ですけれども、同じような意味で、私、コロナ禍の前に備蓄品の中で、通告はしてありませんけど、本当に液体ミルクなんかも必要ではないかなという質問をさせていただきました。当市は子育て世代の若い世代の親御さんがおられますし、また授乳を必要とされるような方に対して液体のミルクを今避難所に備蓄される行政がたくさんございますけれども、そのようなこともしっかりとメニューの中で考えていただければというふうに思いますし、通告してありませんのでお願いをして次の質問に移りたいというふうに思いますので、あれもこれもということではないですけど、たしか去年質問させていただきましたので、メニューの中に検討していただけるのかどうなのか、確認をしていただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。フレイル健診について伺います。

フレイル健診は、また後で健康福祉部長の答弁を頂きますが、要は75歳以上の方を対象にして、フレイルとは、加齢に伴う心身の活力が低下した状態で、健康と要介護の中間的な段階を指します。具体的には、1. 身体的フレイル、筋肉の減少や肺活量の低下、2. 精神・心理的フレイル、記憶力の低下とか気分的な鬱をいいます。3点目が社会的フレイル、孤立、ひきこもりの3つが相互に影響し悪化していくと要介護状態になる可能性が高くなります。しかし、フレイル状態では、食生活や運動などの生活習慣を見直すことで、また健康で元気な生活を取り戻すことが可能です。

そこで、厚生労働省はフレイル状態の人を早期発見し、改善への取組を始めてもらおうと新たな健診の導入を決めました。この健診は、厚生労働省が策定した質問表、15ありますけど、例えば、あなたの現在の健康状態はいかがですかとか、毎日の生活に満足していますかとか、以前に比べて歩く速度が遅くなってきたと思いますか、また今日は何月何日か分からないときがありますかといったような項目が15あって、そういった質問表を市区町村の健診やかかりつけ医で受診などの際に活用する形で行われます。質問表の回答結果を基に、健診、医療、介護情報とも併用しながら地域で高齢者の健康を支える体制の整備を目指しています。

これは厚生労働省が、今お話ししました介護が必要となる手前の状態のフレイルというのは虚弱ということをいうそうですが、そのことを防いで健康寿命の延伸を図るため今年度から75歳以上の人を対象にフレイル健診をスタートしました。

その実施時期については、各市区町村で異なるというふうに聞いておりますけれども、このことについて当市の現状、またお考えを伺ってまいります。

○議長（庄田昭人君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） それでは、若井議員の御質問にお答えをいたします。

ただいまフレイル健診とのお言葉がありまして、このフレイルというのは議員お見込みのとおり虚弱な状態を示す言葉とされておりまして、同じく高齢福祉の中では健康と介護状態との中間の状態というふうに言われておるところでございます。

そこで、このフレイル健診につきましては、私どものところではすこやか健診の中の一つというふうに考えておまして、国から今年度より後期高齢者の保健事業と市町村の介護保険の介護予防事業について、一体的に取り組んでいくことに示されたことによるものでございまして、そこでスタートをしたものでございます。主眼とされるところは、栄養、それから運動、社会参加というのが主とされているところでございます。

具体的には、議員お話のありましたとおり、75歳以上の後期高齢者に対する健診である、先ほど申し上げましたすこやか健診の中で、フレイル状態かどうかの15個の設問を記した問診票を追加いたしまして、それをチェックすることによりましてフレイル状態かどうかをデータ化いたしまして、疾病予防、介護予防につなげていこうとするものでございます。

当市においては、今年度につきましては、まず疾病予防の観点から、栄養面での糖尿病性腎症の重症化の予防という取組を始めております。また、先ほどの質問表というか問診票についてでございますが、これについてはデータの収集に努めることとしておまして、その結果分析やそれをどう事業化していくかということについては後年度になる見込みと考えております。

ちなみに、昨年3月31日現在で、このすこやか健診の対象者は5,343名おられ、受診については2,249名、42.1%という受診率でございましたので、こうした数値等々も生かしまして今後の施策に反映をさせていきたいというふうに考えております。以上でございます。

[14番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 若井千尋君。

○14番（若井千尋君） コロナウイルスの影響によって、従前のように不要な集まりがなかなかできない、要は訪問もままならないような状況になっておるかというふうに思います。

そういったことも含めて、新しい生活様式というのが確立を求めていかれるわけでございますけれども、今、市で言うすこやか健診、フレイル健診を今お話があったかもしれませんが、データを基にして高齢者の方の健康状態を把握していくという内容ですけれども、具体的にはこのデータを今後どういった形で進めていかれるのかを、今の不要に集まれないというか、訪問できないような状況でお考えでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） このフレイル健診の今後の展開というようなことになるかと思いますが、先ほど健診の受診率をお話ししましたが、実は介護のほうの状況を申し上げますと、現在75歳以上の方が5,800人ほどいらっしゃいまして、その中で要支援あるいは要介護になっておられる方が5月末で1,387人おられます。約24%、4分の1ぐらいが要支援、要介護の方ということになっております。

こうしたことも踏まえまして、今後の展開ということでございますが、最終的には健診結果の疾病予防、介護予防に生かしていくということが目標でございまして、まず介護予防につ

きましては当然今のやり方、方法の手直しが必要になってくると思います。具体的には、特にここで話しする具体的な方法は持ち合わせておりませんが、今後考えていくところと考えております。

ちなみに、今までデータヘルス事業というのがございまして、国保の関係でもございましたけれども、これを少し整理した形になってくるというふうに考えております。

また、厚生労働省の資料の中では、先ほど議員のお話のありました集団的な介護予防事業だけでなく、アウトリーチなど訪問を含めた介護予防の事業の取組が示されております。まさに、新しい生活様式を取り入れた介護予防事業ということになります。例えば今考えておりますのは、1人でできる運動用具の給付など、そういったことも取り入れていきたいというふうにも考えております。

こうした状況を鑑みまして、本市においては疾病及び介護予防事業の新しい取組という観点から、特にフレイル健診、すこやか健診の受診率の向上はもちろんでございますが、医療、それからフレイル状態、介護予防といったところのつながりにつきまして、医療と関連させた事業展開を図ってまいりたいと思います。その点、後期高齢者広域連合あるいはもとす広域連合の両広域連合としっかり連携を取りまして、また今年度に改定を予定しております老人福祉計画及び健康増進計画の中でその方向性を明らかにしてまいりたいと考えております。以上でございます。

[14番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 若井千尋君。

○14番（若井千尋君） もう遠い昔のようなイメージがございまして、昨年の10月、消費税が2%増税されまして8%から現在の10%になったわけでございますが、国はこの2%の増税部分を、そのほとんどを増え続ける社会保障費の財源に充てるというふうに考えてのこととございました。

御存じのように、日本は世界で類を見ない少子超高齢社会に入っております。このような状態がずっと今の現状のまま続いていくと、私はこの高齢者の方の医療費、介護費、また年金等の財源が本当に今の消費税10%では済まないような状況が来るのではないかなというふうに危惧をしております。

今、健康福祉部長のほうからお話がありましたが、2018年、日本人の平均寿命は男性が81.25歳、女性は87.32歳となり、ともに過去最高を更新しています。一方で、自立して日常生活を送ることができる健康寿命は、男性72.14歳、女性は74.79歳、その差は男性が約9年、女性は約12年の開きがあるということとございます。75歳を境に、フレイル状態の高齢者が増えるとされています。そのフレイルを予防することが、鍵となるのが先ほどお話がありました栄養、運動、社会参加というふうに考えていきます。高齢者がこの3要素を意識し、各自が取り

組みやすい形で日頃から心がけ、継続的に実践していくことが予防につながっていくというふうに新聞は紹介しております。

そんな中で、このことをどう進めていくか。これは市だけでは、行政だけでは大変かというふうに思いますし、地道ではありますけれども、このフレイル健診を進めていくことが今お話ししました増え続ける社会保障費の削減につながるというふうに考えております。絶対に実行しなければならないことでございますし、と言いながら、現実は従来どおりのある意味言葉は悪いかもしれませんが、自治会さんなんか丸投げするような状況では一向に結果が見えてこないような気がします。

そういった中で考えますに、民間の力を必要とすることが大事ではないかなというふうに、何でもそうですけど、考えるわけでございますけど、例えばこういった高齢者の方の健康状態を確認していただけるような民間の団体というのは当市にはあるんでしょうか。例えばあった場合、幾つぐらい団体があって、どのような活動をしておられるかということが分かれば確認したいと思います。

○議長（庄田昭人君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） ただいまのお話のありました健診から介護予防につないでいく活動をしている民間の団体というところでございますが、全部が全部把握をしていることではございませんけれども、一部NPO法人等でそうした団体があることは承知をしておりますので、今後、またそうしたところにもお声がけをしつつ事業を進めてまいりたいと考えます。以上でございます。

[14番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 若井千尋君。

○14番（若井千尋君） この問題は、午前中にも出ましたけど、市長が掲げられる「健幸都市みずほ」、このフレイル健診の実行と持続がおのずと市長の言われる「健幸都市みずほ」のところにつながっていくのではないかなというふうに考えます。

確実な方法で、従前どおりのやるだけのことはやっているというようなことではもう収まらなくなってくると思いますし、どこかの企業さんのキャッチフレーズではないですけども、やっぱり結果にコミットするということが大切になってくるのではないかなというふうに本当に考えるわけでございます。新しい事業の担い手となる団体の育成も地方自治の使命であるような気がしますし、そういったこともお願いして最後の質問に移りたいと思います。

最後の質問は、これも午前中、広瀬武雄議員のほうから質問をされたこととかなり重複しております。なるべく自分の中で精査して質問をさせていただきたいというふうに思いますが、最初に、住民の複合的な課題に一括して対応できる体制づくりを市町村が進める改正社会福祉法が成立しました。深刻な生活上の悩みを幾つも抱える人にとって、一括して対応できる相談

体制が急務となってまいります。

また、ここで新聞の記事を紹介させていただきますが、行政による支援が必要な人の中には、貧困や医療、介護、育児など複数の課題を抱える人が少なくない。例えば、中高年になったひきこもりの子供の面倒を高齢の親が見る8050問題では、経済的な困窮と介護の必要が同時に生じやすい。また、子育てと介護のダブルケアに悩むケースもある。ここで問題となるのは、行政の相談窓口が課題ごとに分かれていることだ。生活に疲れ、心も弱っている人にとって役所に行くことだけでも心身の大きな負担となる。その上、窓口をたらい回しにされるようなことがあれば、必要な支援を受ける前に手続きを諦めてしまいかねないというふうに紹介しております。これも何度も言いますが、広瀬議員と同じ質問になります。

今御紹介しましたこの8050問題というのは、さきの3月議会におきまして私が発議をさせていただきますまして、意見書という形で、中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書として、当時の議員の全ての方に御賛同いただきまして国に意見書を提出させていただきますいております。この内容は、先ほどもお話がありましたように高齢者の方が、80代の方が50代の子供さんを面倒見るような状況になってしまう、このようなことが本当に国の施策としてしっかり対応してほしいということで、瑞穂市議会としても提出をさせていただいた次第でございます。

そんな中で、以前より何度となく質問をさせていただいておりますが、今お話ししましたこの8050問題とか、またダブルケアの問題もそうですけれども、やはり私たちもいろんな市民の方のお話を伺いながら相談事を受ける日々が続いておりますけれども、案件によっては本当にどこの窓口に行ったらいいのか自分でも分からなくなったり、またどの窓口を御紹介していいのかも分からなくなってしまうようなことがあるわけでございますけれども、以前より幾度となく質問をさせていただいておりますこのワンストップ窓口について、午前中、教育長のほうがスクール……、学校のほうの窓口、一括して相談を受けるような話が出ていたような記憶があったんですけれども、それが今の生活の困窮しておられるような方に当てはめた場合に、ワンストップ窓口について、現状と今後のお考えについて伺います。

○議長（庄田昭人君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） ただいま御質問のございましたワンストップ窓口というところでございますが、現在の私ども福祉の関係の相談窓口の現状でございますが、残念ながらワンストップとは言い難い状況であります。

しかしながら、それぞれの担当、高齢、介護、障害、児童、あるいは生活困窮や社会福祉協議会等の関係機関によって確かに建物や窓口は別々になっておりまして、抱えている問題が複雑多岐にわたる相談者の場合は、最初の窓口でお話を聞いた後に他の担当に来てもらうか、あるいはその相談者の方をほかの窓口へ案内しているというのが現状でございます。

もちろん問題解決に当たっては、個別の窓口のみでは対応が難しい場合については、担当者同士で連携を取りまして情報交換・共有を行い、必要であればケース会などを開催し適切で迅速な問題解決に向けた対応を行っておりますが、確かに十分とは言えない状況でございます。

こうした中で、午前中にもお話をいたしました。社会福祉法の改正によりまして、そうしたことに対応する事業の整備、重層的支援体制整備事業というふうにお話をいたしました。こういったことも含まれてございますので、こうしたものにもしっかり研究をいたしまして生かしていきたいというふうに考えております。

また、今後はこの現状を踏まえまして再度問題点を洗い出しいたしまして、先ほども少し触れましたけれども、福祉の諸計画がございます。特に地域福祉計画等に登載をしつつ、改善を図っていききたいというふうに考えております。以上でございます。

[14番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 若井千尋君。

○14番（若井千尋君） 午前中も話が出ましたが、この相談を受けた後の取組というものも非常に大事になってくると考えます。困難を抱えた人は社会的に孤立している場合があるため、継続的に関わっていく伴走型の支援が欠かせない。問題がすぐに解決しなくても、すぐそばで寄り添っている人がいていただけというだけで、生きる希望につながっていくというように、新聞では紹介しております。

当然のことやというふうに思いますが、今まだまだ当市も十分な窓口体制ではないにしても、やっていただいておりますということは私も重々認識をしておるわけですが、やはりもっともっと複雑になってくるこの社会の中で、ワンストップ窓口という、なるべくであればすね。先ほど言いましたように悩みを抱えておられる方、なかなか御相談をできない方がそういうたくさん悩みを抱えておられることに対して、市行政として温かく見守っていただければというふうに思うわけでございます。

少し人口の差はありますが、大阪の豊中市では地域のボランティアや民生委員さん、児童委員さんなどが対応する「福祉なんでも相談窓口」というものをおおむね小学校ごとに設置されているようで、地域住民を共に見守っていく取組が功を奏し課題解決にもつながっているそうです。これも先ほどの教育委員会、教育長のお話でありました学校環境を地域の方が守っていく、これも以前からお話が出ておると思いますが、福祉のほうでも同じような考えをされると、やっぱり地域というのは大事やなというふうに思うわけですが、この豊中市というのは2年前に大阪北部地震を経験されたまちでございます。その年の10月、私も総務委員会のメンバーでございましたので視察をさせていただきました。

視察の主な目的というのは、災害対策でございました。いわゆる本日の1点目にお聞きした点で伺ったわけですが、そのときの質問、向こうに行って聞いたときというのは、

やはり地域住民の方のコミュニケーションの強化というのが本当に大切になってくるな、この点が強いところというのは、多方面において地域の人と人のつながりがしっかり確立されておるといふことを感じましたし、新しい生活様式という言葉だけではないですけれども、本当に今まで経験のない新しい生活様式が求められる中で、やっぱり行政は牽引力でもあり、また後押しをするような立場でなければいけないと思いますし、行政には一番そういうことが望まれておる、求められておるのではないかなというふうに考えるわけでございますけれども、なかなか進まない窓口の体制も含めて、この改正社会福祉法が変わった中で福祉というものをしっかり考えて、いま一度この地域住民も含めた取組について、健康福祉部長に今後の考えを確認させていただきたいと思っております。

○議長（庄田昭人君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 続きまして、若井議員の御質問にお答えをいたします。

議員がおっしゃいますとおり、今後とも地域住民が共に見守っていく取組が重要でありまして、それを行政として後押しすることが重要であるということも認識をしております。

今ほどお話のありました福祉なんでも相談窓口というお話でございました。私どもでございますと、市役所の福祉部門もそうでございますが、社会福祉協議会に福祉総合相談センターというものもございまして、例えば昨今でございますと、生活に困窮された方の自立相談の支援につきまして、例えば昨年1年で102件ほど御相談がございましたが、こういう御時世がございますので、例えば4月だけでも31件というふうになります。また、家賃補助等々住居の確保にも御相談のあった方につきましても、既に一月で昨年1年分の2倍ほどの相談を承っております。

先ほど御指摘のございました大阪府豊中市でございますが、ここは先進事例といたしまして全国的にも有名でございます。特に豊中市の社会福祉協議会がおおむね各小学校区で設置がされておりまして、身近な福祉相談の実施と専門機関への取次ぎ、また地域住民が集う交流触れ合いの拠点、また福祉サービスに関する情報、ボランティア情報、地域福祉活動情報の受け発信などの機能がありまして、身近な地域福祉拠点としても位置づけられているもので、サロンなども併設して設けられているものが多く、気軽に何でも相談できるということが特徴でございます。

図らずも、当市においては今ほどの視察のお話もございましたけれども、一昨年にもなりますが、自治会長さんや民生委員さんらと共に豊中市を訪問しておりまして、私どもも大変刺激を受けて帰ってまいったところでございます。

そこで、肝腎の当市の取組ということでございますが、瑞穂市においては市の社会福祉協議会におきまして、先ほど申しました福祉総合相談窓口を設置しております。そこで各種相談を受け付け、他機関につなぐ役割を担っております。

また、各地域での活動においては、現在、各小学校区で福祉課題の解決に向けた協議体が組

織されつつありますが、この協議体は地域の多様な主体がメンバーとなりまして意見を出し合い話し合う場のことでありまして、地域支え合い推進会議とも言われております。これについては、社会福祉協議会の職員が生活支援コーディネーターとなりまして各校区に配置をされまして、地域の資源開発やニーズとのマッチングに努めておるところでございます。

豊中市の福祉なんでも相談窓口の運営においても、あそこはコミュニティソーシャルワーカーというふうと呼ばれておりますが、各地域に張りつきまして、相談をはじめ地域福祉活動のリーダーとして稼働をされておるところでございます。

当市におきましても、先ほど申し上げました生活支援コーディネーターが地域のリーダーの皆さんを助ける形で通いの場や相談窓口の一元化に地域、地元の協力を得ながら進めていけるような体制づくりが必要であると考えておりまして、これは地域包括ケア、また地域共生社会の実現を目指すものとして併せて後押しをしていく所存でございます。以上でございます。

[14番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 若井千尋君。

○14番（若井千尋君） 今、本当にこれからしっかり体制づくりをしていただいて、先進のところがあるわけでございます。いいことはいい、悪いことは悪い、是々非々の姿勢で、まねではないですけども、市民の方が喜んでいただけるのであれば早く手を打っていただければというふうに思います。

ウイズコロナ、コロナと共に「新しい生活様式」という言葉がこれからずっと出てくるわけでございますが、瑞穂市のホームページで「新しい生活様式」というものを検索させていただくと、こういった形で出てきますね。これは今お話ししていただいた、まずは本当に自分自身がかからないとか、3密を避ける、手洗い・うがいをする、マスクをするといったことで書いてあるわけでございますが、今質問をさせていただいたように行政としてしっかり牽引していただく、また後押しをしていただく、さらには伴走型の行政であっていただくというようなところで、このホームページを見せていただくと、言葉は少し悪いかもしれませんが自分のことは自分で気をつけてくださいよというようなところしか読み取れないわけでございます。

私も防災士の資格を取って、災害においては自助、互助、公助ですか。自分のことは自分が守る、災害にはもうそれがほとんど10のうち7割以上は自分はまず自分で助かる。そういう観点からすると、この新しい生活様式の、自分がまずかからない、さらには自分が症状のない感染者であるといったような自覚の下に、今は質問でマスクを外していますけれども、そういった形で新しい生活様式が求められるわけでございますが、この前総務委員会のときにも話をさせていただきましたが、やはり市民の方に訴える、情報発信というのはもう少し中身のあるというか、行政と一緒に伴走していますよというような思いで内容を検討していただければというふうに思います。

少し時間がありますので、この2と3の質問に関しては市長の言われる「健幸都市みずほ」に大きく影響してくるかと思いますが、このことの質問を受けまして、市長、本当にこの「健幸都市みずほ」、御自身のマニフェストの中で考えられること、また取り組んでいかなければならないと思われることがございましたら、最後にお話を伺えればと思います。

○議長（庄田昭人君） 森市長。

○市長（森 和之君） 若井議員の御質問の中から、コロナウイルスのコロナと共にとこのような観点から少しだけ、新しい生活様式の中で避難所に対するような、そんな考え方を少しだけお話しさせていただきます。

あくまでも、今コロナウイルス感染症ということで分散型を前提とした避難所対応を考えていかなければならないということ。避難情報は早期に、そして確実性を持って行う。そして避難行動は、先ほど申しましたが分散を原則にその避難と安全性をもって行う。さらに、避難所の対策はコロナ対策ももちろんですが、要配慮者自身の自助、そして公助ができることが、どの辺りができるのかということをしっかり事前に今から調べておく必要があるということをおもっています。

コロナ対策と災害を想定して、パターン化やルール化を定めてコロナにおける避難所の運営マニュアルを策定などしております。そして、ポスト避難ということで、自宅への避難、自宅の2階への避難とか親戚、知人宅への避難、どこができるのかということ、そして車中への避難ということも念頭に置かなければならないということをおもっています。さらには、医療関係者との医療提供、相談体制を事前に打ち合わせるということも必要になります。そして、地域の中での連携を今まで以上に高めていくということも必要になるとおもいます。

ほかにも職員の育成、市民を交えた訓練などたくさんあるとおもいますが、コロナと共に今生きなければならないということで、これから出水時期を迎えております。台風も大型台風が来るやもしれません。しっかりとコロナと共に災害予防をしていくということを1つに考えております。

もう一つは、コロナと共にとということで、経済対策、生活への対策については国の2次補正を見ながら現在進めておるところでございますので、その辺り、またまとまりましたら御報告をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

[14番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 若井千尋君。

○14番（若井千尋君） 市民と共に、伴走型の瑞穂市の行政が森市長の公約の「健幸都市みずほ」への近道であるということをお確信しております。

これにて質問を終わります。

○議長（庄田昭人君） 14番 若井千尋君の質問を終わります。

次に、11番 杉原克巳君から発言の通告がされていましたが、本日、会議規則第2条の規定による欠席届がありました。したがって、会議規則第51条第4項の規定により通告の効力を失ったものとします。

16番 若園五朗君の発言を許します。

若園五朗君。

○16番（若園五朗君） 議席番号16番、新生クラブ、若園五朗。

ただいま議長の発言の許可を頂きましたので、一般質問通告書に沿って行います。

4項目の一般質問を質問席より行います。

初めに、JR穂積駅周辺整備計画についてお尋ねいたします。

JR穂積駅周辺整備計画の今後のスケジュールについて、市として向かうべき姿勢や今後の整備方針について、どのようになっているのか。その具体的な内容と、概算事業費や事業期間などについてお尋ねいたします。

○議長（庄田昭人君） 宇野調整監。

○調整監（宇野真也君） 若園議員の御質問に答弁させていただきます。

JR穂積駅周辺はアクセス性や立地環境など、潜在的な開発ポテンシャルは非常に高いものがあり、持続可能なまちづくりを目指す瑞穂市としましては、周辺市町15万人を対象にしたJR穂積駅圏域拠点化構想は推進すべきものであると考えております。

また、この穂積駅周辺地域につきましては都市基盤が整備されていないことによる商業店舗やにぎわいの減少、防災力の低下等が見られることから生活に密着した環境を改善していくことが急務となっており、これらの穂積駅周辺が抱える諸問題の解消や居住環境及び利便性の向上を図るためには、よりよい地域環境の創出に向けた整備計画等の策定を推進していく必要があるものと考えております。

そのためには、将来を見据えたまちづくりに向けまして、駅周辺整備のあるべき姿を全体整備計画に盛り込み着実に整備を進めていくことが重要であり、ソフト事業とハード事業が連携し、長期にわたって町並みが発展的に形成されていくことが、ひいては周辺の市町を含め瑞穂市の発展のために大きく寄与するものと期待しております。

これらの実現に向けまして、JR穂積駅周辺整備研究会から頂きました駅周辺のあるべき姿の提言を市が将来目指すべき整備目標と位置づけ、財政状況などを踏まえた整備範囲や事業規模等の検討を行い、令和4年度の都市計画決定を目指して事業計画等の策定を進めていきたいと考えております。

また、具体的な事業費や事業期間等につきましては今後実現可能な事業計画を策定していく中で様々な状況を想定した財政シミュレーションを行うとともに、関係部局との調整を図り明確にしていきたいと考えております。

J R穂積駅周辺におけるこれらの事業につきましては、長期的な期間を要する事業となりますが、事業途中においても段階的に整備効果が発現できるよう、また地域の方々の生活環境に深く関わる街区や区画道路などの面的な整備についても広く御意見を伺いながら全体整備計画の策定を進めてまいりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

[16番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 若園五朗君。

○16番（若園五朗君） ハード事業の取組について、今後の都市計画決定や事業着手に向けどのような取組を進めていくのか、具体的なスケジュールをお尋ねいたします。

○議長（庄田昭人君） 宇野調整監。

○調整監（宇野真也君） J R穂積駅周辺整備事業の取組につきましては、令和2年1月に地域の意向を集約し事業計画に反映していくための区長、自治会長等から成る代表者組織、J R穂積駅周辺整備検討委員会を設置し、令和2年2月に意向調査の一環としましてJ R穂積駅周辺のまちづくりに関する説明会を開催するとともに、令和2年1月末から3月末にかけてJ R検討区域内の土地所有者及び建物所有者を対象としたJ R穂積駅周辺のまちづくりに関する意向調査を実施し、その意向調査等の結果の取りまとめを行ったところでございます。

現在は、意向調査等の結果を踏まえた計画（案）の策定を推進すべく、検討委員会との調整を進めているところであります。また、今年度は現地測量を実施するとともに、研究会により提言を頂きました駅周辺整備計画図を基に土地区画整理事業の実施に向けた地元協議や関係機関協議等を行いながら、整備範囲や事業規模、整備内容等の協議・検討を進め、令和2年度末を目標に実現可能な事業計画（案）や都市計画原案を策定していきたいと考えております。

その計画等の策定には、事業説明会や都市計画審議会、法定手続等を行うなど令和4年度の都市計画決定を目指し順次作業を進める予定でありますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

[16番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 若園五朗君。

○16番（若園五朗君） 今年度は土地区画整理事業の実施に向けた現地調査測量等の実施、事業計画の策定、令和4年度の都市計画決定に向けての取組でございます。計画どおり遅滞なく事業が推進されることを願っているところでございます。

次の質問に移らせていただきます。

農業施策について。

農業次世代人材投資事業による新規就農者支援措置について、市内でも新規に農業を新たななりわいとして地域の農業を担う若手の就農者が見受けられるようになってまいりました。これまで農業次世代人材投資事業を利用して、柿、イチゴ栽培などに何名の方が新たに農業に就

かれておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（庄田昭人君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 瑞穂市では、平成24年度から農業次世代人材投資事業の活用をはじめとして、現在まで5人の新規就農者がおられます。平成24年に1名、28年に1名、平成29年に1名、平成30年度には1名、令和元年度には1名、新規就農されたところでございます。

内訳につきましては、柿農家の方が3名、イチゴ農家の方が1名、アスパラガス農家の方が1名でございます。現在、新規就農に向けた研修中の方で、令和3年度にイチゴ農家として御夫婦で新規就農されるというお話を聞いているところでございます。

〔16番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 若園五朗君。

○16番（若園五朗君） 新規就農者に対する資金的な支援措置はどのようになっているのか、また瑞穂市単独での支援措置はあるのか、さらに、他の市町の支援措置状況はどのようになっているのか、鹿野都市整備部長にお尋ねいたします。

○議長（庄田昭人君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 新規就農された方には、国の補助事業でございます農業次世代人材投資事業を活用していただきまして、5年間、年間150万円の補助を受けておられます。

また、当市ではJAや岐阜農林事務所と連携を図りながら、新規就農者へ研修会の参加や就農計画の作成や変更、農地の貸し借りについての手続、方法などについてサポートを行っております。

近隣市町におきましては、本巣市や北方町のように国や県の補助事業を活用しながら、それに乗せするような形で補助を行っている市町や、大垣市や山県市では市独自の支援措置を行っている市がございます。

御質問にありました瑞穂市での支援措置についてでございますが、現在、瑞穂市での上乗せの補助だとか単独の資金的な支援措置はございません。先ほど申し上げましたような岐阜市、本巣市、北方町、大垣市といった近隣市町の資金的な支援を行っていることを今後新規就農者の経営確立を支援するための措置として、その効果を見ながら補助事業について参考にして検討してまいりたいと思っております。

〔16番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 若園五朗君。

○16番（若園五朗君） 瑞穂市でも支援措置をすべきだと思います。新規就農者支援措置について、前向きな取組をお願いして次の質問に移らせていただきます。

西・中地区の瑞穂市農業振興地域整備計画の見直しについて、お尋ねいたします。

農業振興地域整備計画の変更に関する農振除外に関する国、県、市の適合基準について、現

行の基準をお尋ねいたします。

○議長（庄田昭人君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 現在、瑞穂農業振興地域整備計画の変更に関し、農業振興地域の整備に関する法律、岐阜県農業振興地域制度に関する事務手続にある市町村が定めた農業振興地域整備計画の変更に係る処理基準において定める土地の利用目的についての適合性の基準、並びに瑞穂市が定める適合基準に基づき変更を行っているところでございます。

農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に、農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更に関する要件が掲げられております。その中には5つの要件がございます。1つ目は、農用地区域外に代替すべき土地がないこと、2つ目は農業上の効率的な利用に支障を及ぼさないこと、3つ目は担い手の農用地利用集積に支障を及ぼさないこと、4つ目は土地改良施設等の有する機能に支障を及ぼさないこと、5つ目には農業生産基盤整備事業完了後、8年を経過していること、この5つの要件がございます。この5つの要件を全て満たす必要がまずございます。

次に、岐阜県農業振興地域制度に関する事務手続にあります市町村が定めた農業振興地域整備計画の変更に係る処理基準において定める土地の利用目的についてと適合性の基準は、公用、公共用施設用地、地域住民の生活上必要と認められる施設用地、農家分家住宅など7件の基準がございます。

そして、最後になりますが、瑞穂市における適合基準は現在2つございまして、1つ目として、利用目的が農業生産者の生活上必要と認められる施設用地で、店舗及び作業所に付随する駐車場または資材置場、2つ目としましては、利用目的が農家住宅、農家分家住宅用地として土地面積は原則500平方メートル以下とし、申出地は既存集落またはその周辺の地域に存することを原則としておるところでございます。

〔16番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 若園五朗君。

○16番（若園五朗君） 市の農振除外に関する適合基準の変更について、どのように考えておられるのか、また農業振興地域内の西・中地区は市内を見ても他の地域に比べまして非常に人口が減少しておるところでございます。それが適合基準の変更により人口減少に歯止めがかけられないかと考えているところでございます。

農業振興地域整備計画の見直しについて、どのように考えておられるのか、鹿野都市整備部長にお尋ねいたします。

○議長（庄田昭人君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 議員御指摘のとおり、人口が瑞穂市は増えている中でございますが、平成25年度末と令和元年度末を比較した場合、西小学校区は約270人、中小学校区では

約100人が減少しております。そのほかの5つの小学校区では増加しているという状況で、瑞穂市の中でも人口が増えている地区と減少している地区というところがはっきり色分けされているような状況でございます。

議員御質問のとおり、中小学校区、それから西小学校区における人口の減少は、当市におきましても重要な課題ということをご認識しております。人口減少は、自治会、それから小学校等の地域コミュニティの機能を低下させ、居住する者の日常生活への影響が懸念されているため、農業振興地域整備計画の見直しは必要であると考えております。

昨年度から、瑞穂市における適合基準の改正について、関係団体から意見聴取するなど検討しているところであり、改正の内容といたしましては、人口減少が問題となっている中・西小学校区の通学区域の住所に限り、新たに利用目的が居住する者の日常生活上必要と認められる土地面積を500平方メートル以下とする住宅用地であり、農用地区域外に適地がなく、申出地は既存集落またはその周辺の地域に存することを原則とする自己用住宅を追加するものでございます。

現在のところ、この6月議会の産業建設委員会協議会の中でも御説明申し上げたところでございますが、関係団体へこの改正内容を伝え、検討を行っている最中でもありますので、スケジュールとしては令和3年4月からこの改正後の適合基準により非農家の方が自己用住宅を建築することができるような形を進めたいと考えております。

[16番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 若園五朗君。

○16番（若園五朗君） 西地区、中地区の人口減少に歯止めをかける一つの方法として、農業振興地域の見直しは必要と考えます。早急に農業振興地域整備計画の変更をお願いいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

市道路整備計画について、お尋ねいたします。

唐栗地内の主要地方道岐阜県南大野線、田之上赤宮交差点から南進し（仮称）中山道大月多目的広場西側を通り、一般県道曾井中島美江寺大垣線、鷺田橋東交差点までの市道の改良計画は現在どのようになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（庄田昭人君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 唐栗から宮田につながる市道9-102号線に関しましては、片側歩道の全幅員10.5メートルの計画がございます。

この区間におきましては、企業の拡張計画の相談があり、企業誘致を促進していく上でも開発許可が必要な道路拡幅を暫定的に行うよう進めていくこととなりますが、将来、10.5メートルの計画を施工するに当たり、後戻りがないよう道路詳細設計等の実施を行う予定であります。

また、宮田-大月間の市道9-2号線につきましては、平成25年度に総延長730メートルの

両側歩道で全幅員14メートルの計画にて道路詳細設計を実施しております。翌年度に、暫定的ではございますが（仮称）中山道大月多目的広場周辺道路整備として大月地内を先行整備し、この広場区間の西側歩道210メートルを施工しておるところでございます。これから以南につきましても、東側歩道200メートルの道路整備を行っておるところでございます。宮田地内では、この設計を基に未整備区間320メートルを今後進めていくこととなります。

一般県道の曾井中島美江寺大垣線までの呂久地内の区間は、（仮称）中山道大月多目的広場の供用開始により多くの方の利用が考えられますので、県道との交差点協議を踏まえ早急な事業計画の確定が必要と考えております。整備時期については、他の事業との調整を図りながら進めてまいりたいと考えておりますので、何とぞ御理解いただきますようお願いいたします。

〔16番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 若園五朗君。

○16番（若園五朗君） この道路を整備することによる整備効果はどのようにあるのか、鹿野都市整備部長にお尋ねいたします。

○議長（庄田昭人君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） この道路の効果という御質問でした。

現在、整備が進んでおります（仮称）中山道大月多目的広場、ここが整備されますとここへ来場される人が多数あると見込んでおります。最初の農業政策の新規就農者の方の御質問がございました。まさにアスパラとか柿とかイチゴとか、この周辺で新規就農者が新たな農業を始めておられます。こういった方々と連携をして、新たな販路の拡大につなげていく非常に重要な道路というような形で位置づけております。

〔16番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 若園五朗君。

○16番（若園五朗君） 2年後に、（仮称）中山道大月多目的広場が完成いたします。それに併せて地域生活道路の利便性を望むところでございます。早期に道路整備をお願いいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

十八条地内の市給食センター西側にあります県道美江寺西結線と市道が交差する箇所は、県道と市道が直角に交差しておらず変則な形状となっているところがございます。見通しが悪く、非常に危険な交差点となっているところでございます。

この五差路の過去の事故歴はあるのか、お尋ねいたします。市として、五差路の危険性はどのように認識しておられるのか、信号設置の地元要望はあるのか。また、交差点の改良計画はあるのか、お尋ねいたします。

○議長（庄田昭人君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 若園五朗議員の御質問にお答えいたします。

まず議員が御指摘された交差点につきましては、過去の事故歴を調査しましたところ、2018年には6件、うち人身事故が1件です。2019年には7件、うち人身事故は2件、2020年には1件、これは今年ですので6月15日現在までということで1件となっています。以上でございます。報告させていただきます。

この五差路の危険性はどのように認識しているかという御質問です。

こちらですが、昨年8月に地元自治会より信号機の設置要望を頂きました。交通量及び交差点の状況を確認した上で、北方警察署とも相談し、次の理由によりまして新規設置が難しい旨、地元自治会のほうへ回答させていただいたということでございます。

まず南北の県道の交通量はあるものの、東西の市道の交通量は少ないということです。渋滞は発生しておらず、信号機による交通整理が必要な状況であるとは言い難いということでした。また、事故件数が著しく多いとは言えず、既に東西の市道に一時停止規制があつて優先道路とのすみ分けが明確である。よって、規制は必要はないという判断が下されました。

公安委員会のほうの方針があります。ちょっとこちらのほうを紹介させていただきます。

交通量の変化によりまして、一時停止等の対応が可能である既存交差点においては、信号機を撤去する等見直しを進めておるということです。信号機の数減らしているということなんですね。新規の信号機の設置については、大型ショッピングセンターの進出等、より交通の流れが増大する等交通状況が著しく変化しない限り、新規信号機の設置は難しいということでございます。

当市としても、毎年信号機の要望をしておりますが、平成26年度に設置された穂積地内のホームセンターでの設置が最後となっております。担当部署より岐阜県にも確認していただきましたが、県道美江寺西結線の改修計画はないことを確認しております。

御指摘のありました交差点につきましては、議員御指摘のように、特に東側から西側へ渡ろうとする、この交差点を横断する場合、左側のほう交差点が鋭角になるんですね、あそこ物すごく。南から来る車両が非常に目視しづらいという箇所なんですね。今後も交通状況を注視していきたいと考えております。

地域の方々には、十分確認をして交差点を通過していただくよう周知していきたいと考えております。御理解を願いたいと思います。よろしく願いいたします。

[16番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 若園五朗君。

○16番（若園五朗君） 今、山本企画部長より答弁がございましたが、2020年には1件の事故が発生しておるということで、交通事故防止のための信号機はつけてほしいという提言でございますけれども、つけられないという状況でございますので、交差点に注意喚起をするためにはカラー舗装の整備をしたいと思います。

例えば西ふれあい広場北側の交差点においても、これも大分一般質問をやらせてもらって、この交差点が赤い舗装をすることによって非常に事故がございません。そのような関係で、注意喚起するに当たりまして、鹿野都市整備部長は、どのようにお考えかお尋ねいたします。

○議長（庄田昭人君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 今、一例として挙げていただきました西ふれあい広場の北東ですね。あそこの交差点、よく事故があるということで、一旦停止の規制がありながらどうしても事故が減らないというところで、一旦停止の手間に交差点を表示するようなカラー舗装をしましたところ、事故が減ったというような事例もございます。

今、議員御提案のとおり、県道側はちょっとカーブしているところなので難しいかとは思いますが、市道側の東西ですね。ここを一旦停止の規制はございますが、そういった表示で交通事故が減った事例もございますので、現地等を十分確認しながらそういう扱いもしていきたいというふうに思っております。

[16番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 若園五朗君。

○16番（若園五朗君） ぜひとも市道道路整備の交差点の安全対策をお願いいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

新型コロナウイルス感染による児童・生徒の学習環境整備について、お尋ねいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響で休校しておりましたが、県内の小・中学校では6月1日から学校を再開されております。春休み期間も含めると、休校期間が3か月間に及んだところでございますが、瑞穂市教育委員会ではこれまでに様々な対応や取組をされていることは認識しております。

その中で、児童・生徒の学習環境整備が進んでいるかどうかも含めまして質問いたします。

○議長（庄田昭人君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 若園議員の新型コロナウイルス感染症対策について、学習環境の整備ということでございますが、現在、感染症対策と同時に熱中症対策をしなければいけないという状況がございます。今後は、さらにそういった課題はより一層濃くなると思うわけですが、これらは相反する内容でございますので、その課題を踏まえた今現状をお話しさせていただきます。

1つは、マスクの着用の必要のない部分があるということを指導しております。具体的には、体育の授業であるとか登下校中については、児童・生徒は十分な距離を確保した上でマスクを着用しなくてもよいというふうなことを指導しておるところでございます。

また、水分補給であるとか換気についても、今まで以上に配慮して学習や様々な活動を行っているところがございます。特に、下校においては大変気温の高い中を子供たちは通学すると

いうことから、小学校では距離の長い登校班では途中で休憩所となるチェックポイントを設けております。日陰などで休んで、同時に水筒にある水を飲むよう指導しております。中には、中小学校の事例でございますが、地域の方が自宅のガレージを休憩所として開放していただき、そういったところも幾つかありまして大変助かっている状況でございます。以上です。

[16番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 若園五朗君。

○16番（若園五朗君） 答弁の中にちょっと重なりますけれども、また質問ということでちょっと続けてまいります。

授業の実施は市町村の教育委員会が判断することになっておりますが、授業を再開して6月以降の暑さと感染症対策を両立する上での課題や工夫をしている取組はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

続いて、授業時間を確保するために、夏休み、冬休みを短縮して授業時間を確保する考えはどうか。ここで具体的な夏休み、冬休みの期間がどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（庄田昭人君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 感染症対策と暑さ対策については先ほど述べさせていただきましたので、夏休み、冬休みのことについてここではお話しさせていただきます。

夏休み等を短縮するのは、授業時間を確保することによって学習の保障をするというのが目的でございます。この学習の保障をするということはとても重要であると瑞穂市でも考えておるところでございます。

具体的に、夏休みの期間は本年度は8月8日から8月19日までの12日間とかなり短縮しております。また、冬休みの期間は12月27日から1月4日までの9日間というふうにしており、特にこの夏休みにつきましては、校長会ともよく時間をかけて相談して、かなり短縮して、この地域の中でも非常に少なくして授業時数の確保、それで学習の保障というところにこぎ着けたところでございます。

こうしたことによって、中学生が年間必要とされる授業時間数ですが、これは1,015時間、1年間でございます。この1,015時間の授業時間を確保することができるという見通しが立ちました。具体的には、例えば穂積中学校の3年生でも、一応現段階で1,033時間の授業ができるといったところまで見込みが確認できております。

市の教育委員会の考えとしましては、このように夏休みや冬休みが短縮されることによって、逆に今度は児童・生徒や教職員の疲れも蓄積することが心配されます。そこで、本年度も予定がありました土曜授業につきましては、全て基本的になしという形を取っております。1週間で5日間の授業日、土・日は休養であるとか部活動等に充てる、こういった1週間の生活のリ

ズムを確立しましょうという考えに基づいております。

ただ今後、大雨であるとか台風といった自然災害により気象警報が発表されることに伴っての臨時休業、あるいは普通のインフルエンザが発生した場合の臨時休業ということも十分に考えられます。このような状況を見ながら、市の教育委員会としましては実態を把握しつつ授業時間の確保に今後も努めていきたいというふうに考えております。以上です。

[16番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 若園五朗君。

○16番（若園五朗君） 6月15日から学校が再開されておりますけれども、感染リスクがあるため保護者は不安を感じているところがございますが、学校で感染予防を図るため学校独自のガイドラインはあるのか。そして、登校時の検温、そして給食のときの飛沫感染を防ぐ配慮はされているのか、お尋ねいたします。

○議長（庄田昭人君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 感染症予防の対策につきましては、全ての学校が独自のガイドラインを作成しております。ただし、感染のリスクを100%取り除くというのは現時点では無理でございますので、そこでこのガイドラインを作成するに当たりまして2つの資料を参考にしております。

1つが岐阜県教育委員会が策定しております学校再開ガイドライン、もう一つが文部科学省が作成しております衛生管理マニュアル、この2つでございます。これらの資料を参考にして、各学校は学校の規模であるとか校舎の配置だとかいろいろあります。玄関の位置とかいろいろありまして、そういった状況を踏まえてガイドラインを作成することができております。

学校のガイドラインにつきましては、保護者宛ての文書を作成して配付してあるとか、あるいは学校のホームページにも掲載したりしております。もちろん児童・生徒には配付して、学校でのいわゆる新しい生活様式に基づく生活ができるよう指導しているところでございます。

続いて、登校時の検温チェック等についてでございます。

これは児童・生徒だけではなくて、教職員も同様に自宅で検温して熱がないことを確認した上で登校あるいは出勤しております。これらはさきの学校のガイドラインに基づいて実施しているところでございます。さらに、児童・生徒については校舎内へ入る前に、毎朝健康チェックカードで教職員が中心となって一人一人個別に確認しているところでございます。

給食のときの飛沫感染を防ぐ配慮としましては、配膳時の盛りつけの一部を教職員が行う、あるいは盛りつけられたものを児童・生徒が順に取りに行ったりする。そういったことでできる限り少数の者で配膳するよう、献立自身も工夫して実施しております。

また、食べ始めるまではマスクを外さない、そういった形で静かな環境の中で自分の席で待つようにしております。手を合わせて合掌した後は、大変かわいそうなんです話さず

静かに食事をして、食べ終えた子供からマスクをつけて、そして飛沫感染がないように配慮しているところでございます。以上です。

[16番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 若園五朗君。

○16番（若園五朗君） 最終学年の中学3年生授業は45日間程度不足します。来年の高校入試に向けての授業、中3のスケジュールをどのように考えておられるのか、お尋ねします。

また、学習についていけない児童・生徒への学習指導体制はどのようになっているのか、加納教育長にお尋ねします。

○議長（庄田昭人君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 中学3年生につきましては、高等学校の入試があると同時に義務教育最後の学年でもあるということが言えます。

先ほども説明させていただいておりますが、その中でも中学3年生徒自身やその保護者の方々の間では、学習に対する不安をととても感じているというお声を聞いております。私自身も、地域によっていろんな方からそういったお声を聞いておりました。

そこで、学校が再開されたときに学習アンケートを実施しました。その中で、特に中学3年生に焦点を絞りますと、2つの項目で答えが多くありました。

1つは、学習すべき内容が全て終わるのだろうかという不安を抱える子供たち、もう一つは学習の進度が速くなったりしないかなといった不安を感じている子供たちでした。先ほどのように、夏休みや冬休みの短縮をするとともに、体育大会などの中止をするなどして学校行事の精選を図ることによって授業時間は確保できるめどが立っております。

もう一点の学習になかなかついていけないというお子さんのことですが、先ほどと同様の学習アンケートの別の項目でございます。

小学校、中学校とも約90%のお子さんは、毎日あるいは週に3日から5日間、この臨時休業中も学習をしていたというアンケート結果がございます。学習時間を見ますと、1日に一、二時間、あるいは三、四時間程度やっているという子供は小学校では73%、中学校で84%という状況でした。しかし、まだ十分に学習習慣が身につけられていない児童・生徒もたくさんいます。

各学校では、先ほどの学習アンケートの前に5月に準備登校したときの心のアンケートというのをやって、その活用もしました。このアンケートの中で、学習に関する悩みがありますかという問いに、「ある」とお答えがあった児童・生徒につきましては、準備登校のときから6月の再開したときまで含めて個別に相談する時間を設けたりして、悩みの相談するなど個別の対応をさせていただいております。

今後は、それでもまだ不登校のお子さんもお見えだったりします。そういった子供たちに対

しても、ICTを活用した形で授業のライブ中継、こういったものを考えているところでございます。

このライブ中継につきましては、新しい生活様式という捉え方をすると、これからの授業参観はライブ中継のような形になるのかなあと。教室にたくさん保護者を入れることは不可能な状況でございますので、そういったことも視野に入れながら、すぐに全ては難しいかと思うんですけど、トライしていきたいということも考えております。このようにして、今後は全てのお子さんに対してきちっとした授業の配信できるようなことも含めていきたいと思っています。

最後に、臨時休業が3か月ありましたが、学校再開後の子供たちの欠席状況はとても少ないです。この5年間、私が見ておる中で最も欠席が少ない時期が今なんです。なぜこんなに少ないかという分析を今しておるところですが、ちなみに、不登校のおさんは4分の1に減っています。教職員がほかの市町と比べて何をやったかという、家庭訪問の回数が非常に多くやったのは瑞穂市の成果だと私は思っております。今、その家庭訪問の成果が具体的にどういった内容であるかという分析もしておりますが、子供たちは1対1で先生と面と向かう、あるいは声を聞くということが功を奏したかなということも思っております。

これを機会に、ICTの活用と同時に、そうした一人一人のお子さんを大切にするという教育を今後も私たち教育委員会は学校と一緒に大切にしていきたいなという考えでございます。以上で答弁とさせていただきます。

〔16番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 若園五朗君。

○16番（若園五朗君） 瑞穂市の児童・生徒の確かな学力を身につけるよう、お願いいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

災害時の避難所運営に伴う新型コロナウイルス感染症対策について、お尋ねします。

台風や地震が発生し避難所運営を行う際、新型コロナウイルス感染症対策が加わり、3密を避ける避難生活にも配慮が必要でございます。避難所運営はより難しい状況となりますが、どのように考えておられるのか、山本企画部長にお尋ねいたします。

○議長（庄田昭人君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 災害が発生しまして、指定避難所等における集団での避難生活を行う際には、いわゆる3密と言われる密接・密集・密閉を避けることができず、また就寝場所と食事場所が同一になることから衛生的な問題が発生する可能性も高くなります。

これらの環境に起因する各種感染症につきましては、これまでもノロウイルス等による感染症などの心配がありましたので、従来の避難所運営マニュアルにおいても定期的な換気や清掃などの取組も明記しておりましたが、今回の新型コロナウイルス感染症の流行を契機に、さらなる感染症の予防対策を取り込んだ避難所運営マニュアル、新型コロナウイルス感染症対策編

を作成しました。

このマニュアルの実践としまして、6月11日に新型コロナウイルス感染症に伴う避難所設置現地訓練を老人福祉センターにて、岐阜県北方警察署、瑞穂市社協と共に実施してきました。市のホームページにも訓練の様態を掲載しております。

この訓練のように、コロナ禍での避難所設置について、自治会連合会の役員さんのほうから協議の依頼が来ております。6月26日、今週の金曜日なんですけど、話し合う予定となっております。これから各自治会へ下ろしていくという調整を連合会の役員さんたちとしていきたいと考えております。以上でございます。

[16番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 若園五朗君。

○16番（若園五朗君） 新型コロナウイルス感染症対策として、避難所で避難者同士の間隔を取った場合、さらなる避難所のスペースが必要と考えております。

現在の収容人員を補完できる方法があるでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（庄田昭人君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 市有地の拡大は、もう現時点では見込めないということで御回答させていただきます。また、小・中学校のほうにも職員室を除いて全施設を使っているということで計算式に入っているという状況です。

今後は、民間施設と、あと自治会さんとの仲介を図りながら避難場所を増やしていくという考え方をしていきたいと思っています。基本的に、感染症になった場合ということは、自分もそうなんですけれども、うつさない、ならない、防止がまずは事前なんですけれども、自分でどうしていったらいいかということを実前に考えていただくということが大切になってきたということです。

先ほどの質問にもありましたが、自分たちで考えろということで市は何もしないのかというふうに聞こえるかもしれませんが、そういう時代になっている。自分のところの範疇、自分でできることは自分でしていただくということをやっぱり分かっていただくように、私たちは一生懸命お話をしていかなきゃならないのかなあというふうに思っています。なかなか一遍に解決する方法がございませんけれども、まずは自助という形で自分の身をどこに持っていくかということを考えていただくということが大事、自分のおうちの中で対応が利くのか、利かない場合は誰か親戚縁者と連携を取って先に逃げるのか、それとも行けない場合はどこでという形で近隣の方々や連携を取って動くのかということを考えていただきたいということになってくると思います。

なかなか市のほうの施設というのはもう使っておりますし、今回の感染症を考慮しますと多くの方を収容するということはできませんので、そういうことを訴えながら皆さんに考えてい

ただきたいなというふうに思っているところでございます。以上です。

[16番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 若園五朗君。

○16番（若園五朗君） 新型コロナウイルス感染症対策として、マスクが求められているところでしたが、非常に通常の価格よりもマスクが高騰したということもございました。マスクの購入を諦めた市民の方も、声も聞いておりました。

そこで、市として今後、万が一の際、市民に配付できるような備蓄倉庫にマスクを保管しておくべきと提言いたしますが、どのようにお考えでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（庄田昭人君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 今まで備蓄しておりましたマスクですけれども、今回の感染症で備蓄のものも使わせていただいています。それでだんだんマスクのほうの供給が始まってきましたので、また補充という形で予算立てをさせていただいて備蓄するという流れを今つくっております。

今、議員御提案のところ、避難所等にありますが、学校にあります備蓄倉庫のほうにマスクも置いていきたいなというふうに思っています。ただ、もともとこういうマナーといいますか、エチケットのような感覚にもうなってきたりしておりますので、まずは皆さんで準備していただいて、思わずというよりも命からがら逃げてきた方というのはやっぱり忘れるということがあります。当然です。そういう場合に使えるという補充の意味でということで、備蓄のほうに置かせてもらいたいと思っています。

やっぱり基本は自助という範疇の中で、マスクも日常の衣服と一緒にいう感覚を持っていただくということがまず始まりなのかなあというふうに思っています。そういう形で、避難所では補充できるようなために購入させていただいて、備蓄倉庫のほうに配置させていただきたい、そういうことを思っているということでございます。よろしくお願いたします。

[16番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 若園五朗君。

○16番（若園五朗君） 新型コロナウイルス感染症に関する関連質問、最後でございますけれども、市長にお尋ねいたします。

新型コロナウイルス感染拡大防止するために、県内の感染状況は落ち着いておるところでございますけれども、瑞穂市において、今後第2波、第3波に耐えられるような備えが必要だと考えていますけれども、市長の考え方、どのように考えておられるか。感染症対策の基本条例等を含めまして、新たな日常に対応した攻めの施策をしていくのか。そして感染防止のための市の行事ですけれども、いろいろと各市町で考えておられるんですけれども、12月までの行事はどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（庄田昭人君） 森市長。

○市長（森 和之君） 若園議員の御質問にお答えをいたします。

まず初めに、感染症対策の基本条例の制定ということですが、現在、岐阜県の県議会で開会中に提案されておりますのが感染症対策基本条例であります。東京都でも、コロナ感染症対策条例が制定がなされていると思います。岐阜県では、今までの新型インフルエンザ等対策本部条例を廃止して、新たに感染症対策基本条例を制定するというようなことを伺っております。また、地方自治体では石垣市がコロナウイルス感染症対策条例を制定しているとも聞いております。

午前中の松野藤四郎議員の御質問でもありました歩きスマホの条例の制定、そのときにはお答えはしておりませんが、このような条例があっても何かを阻害するものではなく、事故防止や安全・安心に当たるという点では同様であると考えております。趣旨や目的や役割を明らかにする、このような理念条例の必要性は高いと考えています。

まずは岐阜県の感染症条例に各自治体の役割や責務などの内容を調べ、そしてこの県条例で補えるものなのか、そして当市においても新型インフルエンザ等対策本部条例を廃止して感染症対策条例を制定する必要があるのかということをお早急に視野に入れて調べていきたいということをお考えしております。

2点目の新たな生活様式、日常に対応した施策ということになります。

国の第2次補正予算では、独り親家庭への支援や家賃の補助、金融機関からの無利子・無担保の融資の拡充、さらには持続化給付金の拡大、医療従事者への給付がございました。また、我々地方には地方創生臨時交付金2兆円ということで、事業継続、そして雇用維持への対策と、もう一つ、2兆円の中の1兆円が新たな生活様式への対策ということで現在考えております。今週の月曜日、22日にも関わる各部長が集まり、新たな生活様式ということで検討をしております。私からも幾つか提案してあります。この新たな生活様式というのが、この補正予算といえますか、国の第2次補正予算の肝になるような、そんな点ではないかと考えています。

オンライン化やQRコードからの対応、そして高齢者が自宅で1人で運動ができる、あるいは数人で運動ができるような訪問型健康づくりなども必要ではないかと考えています。担当部署が枠を超えて、辞令は出してはおりませんが、一つのチームとなって事業化に向けて今進めているところになりますので、またその内容がまとまりましたら市議会のコロナ感染症特別委員会にもお示しをしたいと考えております。

3点目のコロナウイルス感染症に係る市の主な行事についてということですが、昨日も16回目となりますコロナウイルス感染症の対策本部会議を行い、これからの行事について調整をいたしました。

11月8日に瑞穂市で最大規模となる催しですが、瑞穂ふれあいフェスタ2020も残念ながら中

止の決定をさせていただいた、そんな次第でございます。その理由は、やはり1万人を超える来場される方々に、不特定多数の方々が来場されるということで十分な感染防止対策が困難であるというようなこと、さらには県内でも感染者が断続的に発生をしている現在の状況を見ますと、やはりやむを得ない判断だと思っております。

さらには、年内12月までの大小の事業や行事について、現在最終調整を行っているところでございます。まとめ次第、議員の方にも報告をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げまして答弁とさせていただきます。

[16番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 若園五朗君。

○16番（若園五朗君） 今回は4項目について質問させていただきました。

これに対する執行部からの答弁は、前向きな答弁を頂きました。適正な行政執行について御配慮をお願いいたしまして、一般質問を終わります。

○議長（庄田昭人君） 16番 若園五朗君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（庄田昭人君） 以上で、本日に予定していました一般質問は全て終了いたしました。

傍聴者の皆さん、本日はありがとうございました。

本日はこれで散会いたします。

散会 午後3時27分

